

平成 28 年 12 月 14 日
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

民間競争入札実施事業
国民年金保険料収納事業の評価について（案）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 7 条第 8 項の規定に基づく標記事業の評価は以下のとおりである。

記

I 事業の概要等

日本年金機構（以下「機構」という。）の国民年金保険料収納事業に係る業務委託については、機構の前身である社会保険庁において平成 17 年 10 月から 5 か所の社会保険事務所（現年金事務所）を対象に「モデル事業」として実施され、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）」の規定に基づき、平成 26 年度開始事業（現在、第 3 期目）及び平成 27 年度開始事業（現在、第 2 期目）を実施しているところである。

※公共サービス改革法第 33 条（国民年金法の特例）に基づいた事業である。

事 項	内 容	
事業概要	機構が実施している国民年金保険料の収納業務のうち国民年金保険料の滞納者（強制徴収対象者を除く。）に対する納付督促業務（免除等申請勧奨を含む。）	
実施期間	【平成 26 年度開始事業分】 ○平成 26 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日（3 年） 第 1 期 平成 26 年 10 月～平成 27 年 4 月 第 2 期 平成 27 年 5 月～平成 28 年 4 月 第 3 期 平成 28 年 5 月～平成 29 年 4 月 第 4 期 平成 29 年 5 月～平成 29 年 9 月	【平成 27 年度開始事業分】 ○平成 27 年 5 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日（3 年 5 ヶ月） 第 1 期 平成 27 年 5 月～平成 28 年 4 月 第 2 期 平成 28 年 5 月～平成 29 年 4 月 第 3 期 平成 29 年 5 月～平成 30 年 4 月 第 4 期 平成 30 年 5 月～平成 30 年 9 月
対象箇所	【平成 26 年度開始事業分】 ○対象事務所：116 年金事務所 ○対象地区：10 地区 ○地区の内訳（括弧内は事務所数） 北関東信越①（10）、南関東③（8）、中部②（9）、近畿②（12）、近畿③（12）、近畿④（10）、中国①（12）、九州①（18）、九州②（19）、九州③（6）	【平成 27 年度開始事業分】 ○対象事務所：196 年金事務所 ○対象地区：13 地区 ○地区の内訳（括弧内は事務所数） 北海道（16）、東北①（13）、東北②（17）、北関東信越②（8）、北関東信越③（20）、南関東①（7）、南関東②（23）、南関東④（13）、中部①（19）中部③（16）、近畿①（15）中国②（14）、四国（15）
受託事業者	【平成 26 年度開始事業分】 アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体：九州③	【平成 27 年度開始事業分】 株式会社アイヴィジット：北海道、東北①、東北②、北関東信

	キャリアリンク株式会社：九州② 東京ソフト株式会社：中国① 株式会社バックスグループ：近畿④、九州① 日立トリプルウィン株式会社：北関東信越①、南関東③、中部②、近畿②、近畿③	越②、北関東信越③、南関東④ アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体：近畿① 株式会社バックスグループ：南関東①、南関東②、四国 日立トリプルウィン株式会社：中部①、中部③、中国②
契約金額 (総額)	【平成 26 年度開始事業分】 7,454,873 千円 (税抜) (単年度：2,484,957 千円)	【平成 27 年度開始事業分】 12,456,150 千円 (税抜) (単年度：3,645,702 千円)
入札の 状況	平成 26 (27) 年度開始事業では、10 (13) 契約地区ごとに実施した入札において、入札参加者延べ 42 者 (延べ 73 者) から提出された企画提案書について、国民年金保険料収納事業に係る評価委員会の必須項目審査にて評価基準を満たしていた 42 者 (73 者) に対して技術評価点を付与した。入札価格については、平成 26 年 7 月 (平成 27 年 2 月) に開札した結果、予定価格の範囲であった 32 者 (67 者) に対して価格評価点を算出し、各地区における総合評価点 (技術評価点と価格評価点の合計点) の最も高い者を落札者とした。 ※括弧内は平成 27 年度開始事業にかかる内容である。	

II 評価

1. 評価方法について

平成 26 年度開始事業及び平成 27 年度開始事業それぞれにおいて、機構から提出された下記の期間における実施状況についての報告 (別添) に基づき、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行う。

2. 対象公共サービスの実施内容に関する評価

実施要項にて本事業の質の確保及び向上を図るため、事業の達成目標としての水準 (以下「達成目標」という。) 及び質の確保としての最低水準 (以下「最低水準」という。) を各開始事業、各対象期間において設定されており、確保されるべき質の確保状況として、「達成目標」及び「最低水準」を対象とし評価することとする。

事項	内容	
確保されるべき質の確保状況	確保されるべき水準	評価
	各開始事業、各対象期間の実施結果にかかる督促対象月数及び免除等承認件数が「最低水準」を上回っていること。	概ね適 実施結果にかかる督促対象月数及び免除等承認件数を最低水準にかかる督促対象月数及び免除等承認件数で除した数値を達成率として示しており、最低水準を上回るためには達成率が 100% を超えている必要がある。 【平成 26 年度開始事業第 1 期】 現年度督促対象月数達成率 : 108.03% 過年度 1 年目督促対象月数達成率 : 128.55% 過年度 2 年目督促対象月数達成率 : 128.91% 免除等承認件数達成率 : 131.16% 【平成 26 年度開始事業第 2 期】 現年度督促対象月数達成率 : 109.26% 過年度 1 年目督促対象月数達成率 : 128.32% 過年度 2 年目督促対象月数達成率 : 129.52%

		<p>免除等承認件数達成率 : 108.92%</p> <p>【平成27年度開始事業第1期】</p> <p>現年度督促対象月数達成率 : 84.72%</p> <p>過年度1年目督促対象月数達成率 : 163.61%</p> <p>過年度2年目督促対象月数達成率 : 107.28%</p> <p>免除等承認件数達成率 : 93.25%</p> <p>※各年度の督促対象月数及び免除等承認件数の最低水準の設定の考え方については以下のとおり。</p> <p>【現年度】</p> <p>①最低水準[月数] = (②納付対象月数 × ⑤最低納付率[%]) - ⑥納付期限内納付月数 - ⑦強制徴収による納付月数</p> <p>【過年度1年目】</p> <p>A最低水準[月数] = (B納付対象月数 × C最低納付率[%]) - D前期納付月数 - E強制徴収による収納月数</p> <p>【過年度2年目】</p> <p>a最低水準[月数] = (b納付対象月数 × c最低納付率[%]) - d前期までの納付月数 - e強制徴収による収納月数</p> <p>【免除等承認件数】</p> <p>I最低水準[件数] = II年度末第1号被保険者数 × III最低免除等率[%] × IV免除処理調整率[%]</p> <p>※各項目「①～②、⑤～⑦、A～E、a～e、I～IV」の算出根拠については別紙1のとおり。</p> <p>※平成27年5月に機構にて不正アクセス事案が発生し、受託事業者の責に帰さない理由により平成27年6月4日～平成27年11月17日まで納付督促業務を中止していたことが未達成の主な原因の一つである。この点について納付督促業務を中止した期間（平成27年6月～11月）を除いた各期の達成率は以下のとおりである。</p> <p>【平成26年度開始事業第2期】</p> <p>現年度督促対象月数達成率 : 131.2%</p> <p>過年度1年目督促対象月数達成率 : 127.6%</p> <p>過年度2年目督促対象月数達成率 : 138.5%</p> <p>免除等承認件数達成率 : 114.1%</p> <p>【平成27年度開始事業第1期】</p> <p>現年度督促対象月数達成率 : 97.3%</p> <p>過年度1年目督促対象月数達成率 : 199.3%</p> <p>過年度2年目督促対象月数達成率 : 124.2%</p> <p>免除等承認件数達成率 : 93.2%</p>
--	--	--

	<p>各開始事業、各対象期間の実施結果にかかる督促対象月数及び免除等承認件数が「達成目標」を上回っていること。</p>	<p>概ね適 実施結果にかかる督促対象月数及び免除等承認件数を達成目標にかかる督促対象月数及び免除等承認件数で除した数値を達成率として示しており、達成目標を上回るためには達成率が100%を超えている必要がある。</p> <p>【平成26年度開始事業第1期】 現年度督促対象月数達成率 : 100.10% 過年度1年目督促対象月数達成率 : 111.04% 過年度2年目督促対象月数達成率 : 105.48% 免除等承認件数達成率 : 126.11%</p> <p>【平成26年度開始事業第2期】 現年度督促対象月数達成率 : 94.31% 過年度1年目督促対象月数達成率 : 114.04% 過年度2年目督促対象月数達成率 : 106.74% 免除等承認件数達成率 : 100.96%</p> <p>【平成27年度開始事業第1期】 現年度督促対象月数達成率 : 78.20% 過年度1年目督促対象月数達成率 : 141.14% 過年度2年目督促対象月数達成率 : 94.75% 免除等承認件数達成率 : 88.04%</p> <p>※各年度の督促対象月数及び免除等承認件数の達成目標の設定の考え方については以下のとおり。</p> <p>【現年度】 ①達成目標[月数] = ②納付対象月数 × (⑤最低納付率[%] × ⑫加算率[%]) - ⑥納付期限内納付月数 - ⑦強制徴収による納付月数</p> <p>【過年度1年目】 I 達成目標[月数] = (B 納付対象月数 × J 加算率[%]) - D 前期納付月数 - E 強制徴収による収納月数</p> <p>【過年度2年目】 i 達成目標[月数] = (b 納付対象月数 × j 加算率[%]) - d 前期までの納付月数 - e 強制徴収による収納月数</p> <p>【免除等承認件数】 Ⅷ達成目標[件数] = Ⅱ年度末第1号被保険者数 × Ⅸ目標免除等率[%] × 免除処理調整率[%]</p> <p>※各項目「②、⑤～⑦、⑪～⑫、B、D～E、I～J、b、d～e、i～j、Ⅱ、Ⅷ、Ⅸ」の算出根拠については別紙1のとおり。</p> <p>※この点について納付督促業務を中止した期間（平成27年6月～11月）を除いた各期の達成率は以下のとおりである。</p>
--	---	--

	<p>【平成 26 年度開始事業第 2 期】</p> <p>現年度督励対象月数達成率 : 113.3%</p> <p>過年度 1 年目督励対象月数達成率 : 115.3%</p> <p>過年度 2 年目督励対象月数達成率 : 116.2%</p> <p>免除等承認件数達成率 : 105.6%</p> <p>【平成 27 年度開始事業第 1 期】</p> <p>現年度督励対象月数達成率 : 89.8%</p> <p>過年度 1 年目督励対象月数達成率 : 171.9%</p> <p>過年度 2 年目督励対象月数達成率 : 109.7%</p> <p>免除等承認件数達成率 : 88.0%</p>
--	---

※ 今回各事業においては確保されるべき質について概ね達成できているが、確保されるべき質の達成ができていなかった前回事業において達成目標のあり方、効果的な納付督励の手法について更なる検討を監理委員会にて求めていたことを踏まえ、改善された理由及び結果として参考となる前回事業との比較を補足資料として以下のとおり示すこととする。

前回事業との比較	<p>比較内容</p> <p>各開始事業の各対象期間における <u>納付率</u> の期間伸び幅</p>	<p>比較結果</p> <p>今回事業の納付率の期間伸び幅から前回事業の期間伸び幅を差し引いた数値を示している。前回事業を上回っている場合は数値が 0 ポイント以上となる。</p> <p>【平成 26 年度開始事業第 1 期】</p> <p>現年度 : +0.8 ポイント</p> <p>過年度 1 年目 : +1.4 ポイント</p> <p>過年度 2 年目 : +0.6 ポイント</p> <p>【平成 26 年度開始事業第 2 期】</p> <p>現年度 : +1.4 ポイント</p> <p>過年度 1 年目 : +1.3 ポイント</p> <p>過年度 2 年目 : +0.5 ポイント</p> <p>【平成 27 年度開始事業第 1 期】</p> <p>現年度 : +1.8 ポイント</p> <p>過年度 1 年目 : +0.8 ポイント</p> <p>過年度 2 年目 : +0.3 ポイント</p>
	<p>各開始事業の各対象期間における <u>電話督励</u> による接触率・効果率</p> <p>※接触率：督励実施により接触できた件数の割合</p> <p>※効果率：接触できた件数のうち、納付した件数の割合</p>	<p>今回事業の電話督励による接触率・効果率から前回事業の接触率・効果率を差し引いた数値を示している。前回事業を上回っている場合は数値が 0 % 以上となる。</p> <p>【平成 26 年度開始事業第 1 期】</p> <p>接触率 : +2.1%</p> <p>効果率 : +3.2%</p> <p>【平成 26 年度開始事業第 2 期】</p> <p>接触率 : +0.9%</p> <p>効果率 : +5.3%</p> <p>【平成 27 年度開始事業第 1 期】</p> <p>接触率 : -3.7%</p> <p>効果率 : +3.3%</p>

	<p>各開始事業の各対象期間における戸別訪問による接触率・効果率</p> <p>※接触率：督励実施により接触できた件数の割合</p> <p>※効果率：接触できた件数のうち、納付した件数の割合</p>	<p>今回事業の戸別訪問による接触率・効果率から前回事業の接触率・効果率を差し引いた数値を示している。前回事業を上回っている場合は数値が0%以上となる。</p> <p>【平成26年度開始事業第1期】 接触率：-0.8% 効果率：+1.9%</p> <p>【平成26年度開始事業第2期】 接触率：+2.9% 効果率：+2.3%</p> <p>【平成27年度開始事業第1期】 接触率：+5.8% 効果率：+2.7%</p>	
	<p>事業の運営に要した費用 (督励納付月数1月及び免除等承認件数1件獲得当たり要した費用)</p>	<p>前回事業の督励納付月数1月及び免除等承認件数1件獲得当たり要した費用から今回事業の1月及び1件獲得当たり要した費用を差し引いた数値を示している。前回事業より要した費用が下回っている場合は数値が0円以下となる。</p> <p>【平成26年度開始事業第1期】 ▲96.4円</p> <p>【平成26年度開始事業第2期】 ▲140.2円</p> <p>【平成27年度開始事業第1期】 ▲29.3円</p>	

3. 実施経費（税抜）

（単位：千円）

	平成26年度事業【第1期目】	平成26年度事業【第2期目】	平成27年度事業【第1期目】	合計
前回事業実施経費【A】	1,749,035	2,924,642	4,085,234	8,758,912
うちモデル事業実施経費	103,185	103,185	128,916	335,287
今回事業実施経費【B】	1,449,559	2,484,958	3,645,708	7,580,227
差額【B-A】	▲299,475 (▲17%)	▲439,683 (▲15%)	▲439,525 (▲10%)	▲1,178,685 (▲13%)
モデル事業実施経費除く	▲196,290 (▲11%)	▲336,498 (▲11%)	▲310,608 (▲7%)	▲843,397 (▲9%)

4. 評価のまとめ

業務の実施にあたり確保されるべき対象公共サービスの質として設定された「最低水準」及び「達成目標」の達成状況について、平成26年度開始事業第1期においてはいずれの項目も達成されているが、平成26年度開始事業第2期及び平成27年度開始事業第1期において現年度督励対象月数及び免除等承認件数等の項目が達成されなかった。また、各契約地区によってもその達成率にばらつきが見られる。

未達成の理由として機構にて発生した不正アクセス事案を受け、平成27年6月4日から平成27年11月17日までの間、受託事業者の責に帰さない理由により納付督励を中止していたことが、主な原因の一つである。

不正アクセス事案による納付督励中止期間（平成27年6月～11月）を除いた達成状況としては平成27年開始事業第1期における現年度督励対象月数及び免除等承認件数以外は設定を上回る成果を出している。これらの未達成の理由として、納付督励再開後において、国民年金保険料の時効に近い過年度1年目及び2年目の納付督励を優先して実施したことにより現年度及び免除等に対して十分に取り組みなかったことが一因であると推測されることから、対象公

共サービスの質としては本来確保されていたものと評価できる。

機構においては、不正アクセス事案を受け、情報セキュリティの強化等対策を進めているところであるが、当該公共サービス事業の適切な実施のためにも機構及び受託事業者双方における個人情報取扱のより一層徹底した管理、対策が図られるように検討する必要がある。

また、各契約地区における達成率のばらつき等も踏まえ「最低水準」、「達成目標」の設定が適切な水準であるか否かについて検討する必要がある。

実施経費については、平成26年度開始事業（第1期、第2期）、平成27年度開始事業（第1期）累計において、前回事業（平成24年度開始事業）における平成25年10月から実施のモデル事業による追加経費を考慮したうえで約9%の経費が削減されている。

また、本事業の受託事業者の決定に当たって、平成26年度開始事業、平成27年度開始事業それぞれの応募者数については各契約地区において複数応募となっており競争性が確保されていた。引き続き、次回事業においても適切な対応をとるように努める必要がある。

5. 今後の方針

本事業については、上記評価のとおり競争性の確保、実施経費の削減の面では一定の効果を得られている。サービスの質にかかる各事業の「最低水準」

「達成目標」においては、平成27年実施分にて現年度督励対象月数、免除等承認件数等、一部の実績値としては未達成であるが、不正アクセス事案による納付督励中止の影響を考慮すれば概ね確保されていたと推測される。

したがって、平成29年度以降の事業実施においては、上記4で指摘した情報セキュリティの強化等に基づく個人情報の取扱をより一層徹底すること、「最低水準」、「達成目標」の設定見直しを行うことのほか、民間事業者にとって、よりインセンティブが働くように検討を加えた上で、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用し、全契約地区においてサービスの質である「達成目標」を上回るよう努め、国民年金保険料納付率の向上を図っていく必要がある。

なお、次期事業の実施に当たっては以下の点において実施要項の変更を検討する予定である。

- ・ 受託事業者が取り扱う個人情報にかかるセキュリティの適切な管理
- ・ 納付督励の適切な実施
- ・ 業務品質の向上
- ・ 達成目標の設定
- ・ 増減額措置の見直し
- ・ 受託事業者の責によらない事由に基づき督励を中止した場合の取扱いの明記

以上

最低水準及び達成目標の設定の考え方について

平成 26 年度開始事業、平成 27 年度開始事業における最低水準及び達成目標は、以下の算出根拠に基づき、算出している。

[]内は単位

【現年度保険料】

$$\begin{aligned} \text{①最低水準 [月数]} &= (\text{②納付対象月数 [月数]} \times \text{⑤最低納付率 [\%]}) \\ &- \text{⑥納付期限内納付月数 [月数]} - \text{⑦強制徴収による収納月数 [月数]} \\ \text{⑪達成目標 [月数]} &= \text{②納付対象月数 [月数]} \times (\text{⑤最低納付率 [\%]} \\ &+ \text{⑫加算率 [\%]}) - \text{⑥納付期限内納付月数 [月数]} \\ &- \text{⑦強制徴収による収納月数 [月数]} \end{aligned}$$

②納付対象月数 [月数]

$$= (\text{③被保険者累計 [月数]} - \text{④全額免除等累計 [月数]}) \times \text{調整率 95.12\%}$$

◇③被保険者累計 [月数] = 各月における第 1 号被保険者数と任意加入被保険者数の合計の年間累計。

※26 年度被保険者累計 (見込) は、23 年度から 25 年度の各月における前年度末月からの増減割合に対する各月の平均 (以下「各月平均」という。) を、25 年度末月に乗じて算出し、4 月～3 月を累計。(26 年 4 月から 26 年 7 月までは実数を使用。)

※27～31 年度被保険者累計 (見込) は、上記各月平均を前年度末月 (見込) に乗じて算出し、4 月～3 月を累計。ただし、26 年度被保険者累計 (見込) より減少する場合は 26 年度被保険者累計 (見込) を使用。

◇④全額免除累計 [月数] = 各年度末第 1 号被保険者数 (見込) [人] × 26 年度全額免除等率 (見込) [%] × 10.189 月

※26 年度全額免除等率 (見込) は、25 年度末時点における法定免除、全額免除、学生納付督促、若年者納付猶予の該当者の合計 (以下「該当者」という。) を 25 年度末第 1 号被保険者数で除した割合に、25 年度の該当者に対する 24 年度の該当者の伸び率 (103.2%) を乗じて算出。

※10.189 月 = 23～25 年度における全額免除等の 1 人当たり平均承認月数

◇調整率 95.12% = 23～25 年度における納付対象者累計 (=③被保険者累計 [月数] - ④全額免除等累計 [月数]) に対する納付対象月数の平均減少率

⑤最低納付率 [%]

$$= 26 \text{ 年度の現年度見込納付率 (全国平均 62\%)}$$

◇26 年度の現年度見込納付率は、25 年度の各月における納付対象月数及び納付月数の按分率に基づき、26 年 7 月末時点から 27 年 4 月末時点の納付対象月数及び納付月数を推計。(全国平均伸び幅 5.0 ポイント)

※最低納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑥納付期限内納付月数 [月数]

$$= \text{②納付対象月数 [月数]} \times \text{納付期限内納付率}$$

◇納付期限内納付率 = 平成 23～25 年度における納付対象月数に対する納付期限内納付月数の平均割合 (全国平均 53.65%)

※納付期限内納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑦強制徴収による収納月数 [月数]

$$= (\text{②納付対象月数 [月数]} - \text{⑥納付期限内納付月数}) \times \text{調整率 } 0.17\%$$

◇調整率 0.17% = 23～25 年度における納付対象月数から納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合

※調整率 0.18%は、各期計算過程において同数値を使用。

⑧H30.9 までの見込み納付月数按分率、H31.9 までの見込み納付月数按分率 [%]

= 現年度保険料の総納付月数 (12 ヶ月分) について、25 年 5 月から 25 年 9 月までに納付された月数の割合。

※按分率は、第 4 期、第 5 期及び第 6 期の計算過程において同数値を使用。

⑫加算率 [%]

= 25 年度納付期限後納付率の改善率 0.7%

※日本年金機構の中期目標を達成するため、毎年+0.7%ずつ加算。各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第 1 期の加算率 = 0.7%

第 2 期の加算率 = 1.4%

第 3 期の加算率 = 2.1%

第 4・5 期の加算率 = 2.8%

第 6 期の加算率 = 3.5%

【過年度 1 年目保険料】

$$\cdot \text{A 最低水準 [月数]} = \left(\frac{\text{B 納付対象月数 [月数]} \times \text{C 最低納付率 [%]}}{\text{D 前期納付月数 [月数]} - \text{E 強制徴収による収納月数 [月数]}} \right)$$

$$\cdot \text{I 達成目標 [月数]} = \left(\frac{\text{B 納付対象月数 [月数]} \times \text{J 加算率 [%]}}{\text{D 前期納付月数 [月数]} - \text{E 強制徴収による収納月数 [月数]}} \right)$$

B 納付対象月数 [月数]

= 前期における現年度保険料の②納付対象月数 × 調整率 99.52%

(ただし、1 期については、26 年度分現年度保険料の納付対象月数 (見込) を、5 期については、3 期における現年度保険料の②納付対象月数を使用。)

◇調整率 99.52% = 23～25 年度における現年度から過年度 1 年目への納付対象月数の平均伸び率

C最低納付率 [%]

= 前期における現年度保険料の⑤最低納付率 + 過年度1年目最低水準加算率3.0%
(ただし、1期については、26年度分現年度保険料の納付率(見込)を、5期については、3期における現年度保険料の⑤最低納付率を使用。)

◇過年度1年目最低水準加算率3.0% = 日本年金機構の中期目標を達成するため、
現年度納付率から確保すべき伸び幅を踏まえ設定。

※過年度1年目最低水準加算率は、各期計算過程において同数値を使用。 D前期納

付月数 [月数]

= 前期における⑥納付期限内納付月数及び①最低水準(または⑪達成目標)
(ただし、1期については、26年度分納付期限内納付月数(見込)を、5期については、3期における⑥納付期限内納付月数及び①最低水準(または⑪達成目標)を使用。)

E強制徴収による収納月数 [月数]

= (B納付対象月数[月数] - D納付期限内納付月数) × 調整率0.50%

◇調整率0.50% = 23~25年度における納付対象月数から各前年度の納付期限内
納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合
※調整率0.50%は、各期計算過程において同数値を使用。

FH30.9までの見込み納付月数按分率、H31.9までの見込み納付月数按分率 [%]

= 過年度1年目保険料の総納付月数(12ヶ月分)について、25年5月から25年9月ま
でに納付された月数の割合。
※按分率は、第4期、第5期及び第6期の計算過程において同数値を使用。

J加算率 [%]

= 前期における現年度保険料の⑤最低納付率かつ⑫加算率 + 過年度1年目達成目標
加算率3.4%
(ただし、1期については、26年度分現年度保険料の納付率(見込)を、5期につい
ては、3期における現年度保険料の⑤最低納付率かつ⑫加算率を使用。)

◇過年度1年目達成目標加算率3.4% = 日本年金機構の中期目標を達成するため、
現年度納付率から確保すべき21~23年度の伸び幅の平均。

※過年度1年目達成目標加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

【過年度2年目保険料】

・ a最低水準 [月数]	=	(b納付対象月数 [月数] × c最低納付率 [%])
-	d前期までの納付月数 [月数]	- e強制徴収による収納月数 [月数]
・ i達成目標 [月数]	=	(b納付対象月数 [月数] × j加算率 [%])
-	d前期までの納付月数 [月数]	- e強制徴収による収納月数 [月数]

b 納付対象月数 [月数]

= 前期における過年度 1 年目保険料の B 納付対象月数 × 調整率 100.65%
(ただし、1 期については、25 年度分過年度 1 年目保険料の納付対象月数 (実数値) を、5 期については、3 期における過年度 1 年目保険料の B 納付対象月数を使用。)

◇調整率 100.65% = 23~25 年度における過年度 1 年目から過年度 2 年目への納付対象月数の平均伸び率

c 最低納付率 [%]

= 前期における過年度 1 年目保険料の C 最低納付率 + 過年度 2 年目最低水準加算率 2.0%
(ただし、1 期については、25 年度分過年度 1 年目納付率 (実数値) を、5 期については、3 期における過年度 1 年目保険料の C 最低納付率を使用。)

◇過年度 2 年目最低水準加算率 2.0% = 日本年金機構の中期目標を達成するため、過年度 1 年目納付率から確保すべき伸び幅を踏まえ設定。

※過年度 2 年目最低水準加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

d 前期までの納付月数 [月数]

= 前々期における⑥納付期限内納付月数及び①最低水準 (または⑪達成目標) + 前期の A 最低水準 (または I 達成目標)
(ただし、1 期については、25 年度における納付期限内納付月数 (実数値) を、2 期については、25 年度分納付期限内納付月数 (見込) + 前期 A 最低水準を、5 期については、3 期における⑥納付期限内納付月数及び①最低水準 (または⑪達成目標) + 前期の A 最低水準 (または I 達成目標) を使用。)

e 強制徴収による収納月数 [月数]

= (b 納付対象月数 [月数] - d 納付期限内納付月数) × 調整率 0.42%

◇調整率 0.42% = 23~25 年度における納付対象月数から各前々年度の納付期限内納付月数を除いた月数に対する強制徴収による収納月数の割合

※調整率 0.42% は、各期計算過程において同数値を使用。

f H30.9 までの見込み納付月数按分率、H31.9 までの見込み納付月数按分率 [%]

= 過年度 2 年目保険料の総納付月数 (12 ヶ月分) について、25 年 5 月から 25 年 9 月までに納付された月数の割合。

※按分率は、第 4 期、第 5 期及び第 6 期の計算過程において同数値を使用。

j 加算率 [%]

= 前期における過年度 1 年目保険料の J 加算率 + 過年度 2 年目達成目標加算率 2.3%

(ただし、1 期については、25 年度における過年度 1 年目保険料の納付率 (実数値) を、2 期については、26 年度分現年度保険料の納付率 (見込) + 過年度 2 年目達成目標加算率を、5 期については、3 期における過年度 1 年目保険料の C 最低納付率 + J 加算率を使用。)

- ◇過年度2年目達成目標加算率 2.3% = 日本年金機構の中期目標を達成するため、過年度1年目納付率から確保すべき21～23年度の伸び幅の平均。
 ※過年度2年目達成目標加算率は、各期計算過程において同数値を使用。

【免除等】

$$\begin{aligned} \text{I 最低水準 [件数]} &= \left(\text{II 年度末第1号被保険者数 [人数]} \times \text{III 最低免除等率 [\%]} \right) \\ &\times \text{IV 免除処理調整率 [\%]} \\ \text{VII 達成目標 [件数]} &= \left(\text{II 年度末第1号被保険者数 [人数]} \times \text{IX 目標免除等率 [\%]} \right) \\ &\times \text{IV 免除処理調整率 [\%]} \end{aligned}$$

II 年度末第1号被保険者数 [人数]

= 現年度保険料の③被保険者累計 - 任意加入被保険者数

III 最低免除等率 [%]

= 27年3月時点における全額免除、学生納付督促、若年者納付猶予の合計（以下「免除等」という。）該当者数（見込）÷ 26年度末第1号被保険者数

- ◇27年3月時点における免除等該当者（見込）は、25年度の各月における免除等承認者按分率に基づき、26年7月末時点から27年3月時点の承認者数を推計し（全国平均伸び率194.0%）、かつ、平成26年10月の制度改正による免除等承認者数を推計（免除率1.3%）。

※最低免除等率は、各期計算過程において同数値を使用。

IV 免除処理調整率 [%]

= 23～25年度の年間免除等承認処理件数と年度末時点の免除等承認者数の平均割合
 = 134.62%

※免除処理調整率は、各期計算過程において同数値を使用。

VH30.9までの見込み承認件数按分率、H31.9までの見込み承認件数按分率 [%]

= 免除等が承認された件数（12ヶ月分）について、25年5月から25年9月までに承認された件数の割合。

※按分率は、第4期、第5期及び第6期の計算過程において同数値を使用。

IX 目標免除等率 [%]

= III 最低免除等率 + 免除等達成目標加算率 1.6%

- ◇免除等達成目標加算率 1.6% = 23～25年度における免除承認率の伸び率の平均。

※免除等達成目標加算率は、各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第1期の加算率	= 1.6%
第2期の加算率	= 3.2%
第3期の加算率	= 4.8%
第4・5期の加算率	= 6.4%
第6期の加算率	= 8.0%

平成28年11月30日

国民年金保険料収納事業の実施状況について (平成26年度開始事業、平成27年度開始事業)

1. 事業概要

(1) 委託業務内容

本委託事業は、日本年金機構が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の滞納者（強制徴収対象者を除く。）に対する納付督促業務（免除等申請勧奨を含む。）を実施するものである。平成26年度開始事業は116年金事務所、平成27年度開始事業は196年金事務所において実施している。

- ① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務
- ② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務
- ③ 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務
- ④ 事業報告書等の作成・報告業務
- ⑤ 月例打合せ会議等の対応

(2) 委託期間

【平成26年度開始事業】

第1期：平成26年10月～平成27年4月（7か月）

第2期：平成27年5月～平成28年4月（12か月）

第3期：平成28年5月～平成29年4月（12か月）

第4期：平成29年5月～平成29年9月（5か月）

【平成27年度開始事業】

第1期：平成27年5月～平成28年4月（12か月）

第2期：平成28年5月～平成29年4月（12か月）

第3期：平成29年5月～平成30年4月（12か月）

第4期：平成30年5月～平成30年9月（5か月）

※本報告は、平成26年度開始事業第1期、第2期及び平成27年度開始事業第1期の実績報告である。

(3) 受託事業者

別添1参照

【平成26年度開始事業】

アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体
キャリアリンク株式会社
東京ソフト株式会社
株式会社バックスグループ
日立トリプルウィン株式会社

【平成27年度開始事業】

株式会社アイヴィジット
アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体
株式会社バックスグループ
日立トリプルウィン株式会社

(4) 受託事業者決定の経緯

「国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項」に基づき、平成26年度開始事業においては、入札参加者（のべ42者）から提出された企画提案書について、国民年金保険料収納事業に係る評価委員会において必須項目審査及び加点項目審査を実施し、必須項目審査において評価基準を満たしていた42者に対して技術評価点を付与した。

入札価格については、平成26年7月9日、10日、予定価格の範囲であった32者に対して価格評価点を算出し、総合評価を行った結果、総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計点）の最も高い上記の者を落札者とした。

また、平成27年度開始事業においては、入札参加者（のべ73者）から提出された企画提案書について、国民年金保険料収納事業に係る評価委員会において必須項目審査及び加点項目審査を実施し、必須項目審査において評価基準を満たしていた73者に対して技術評価点を付与した。

入札価格については、平成27年2月9日に開札した結果、予定価格の範囲であった67者に対して価格評価点を算出し、総合評価を行った結果、総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計点）の最も高い上記の者を落札者とした。

(5) 不正アクセス事案による納付督促の中止

平成27年5月28日に判明した不正アクセス事案における対応として、平成27年6月4日より不審電話との混同を防ぐ観点から、受電対応を除く納付督促業務の中止を要請した。

その後、平成27年11月17日に納付督促業務を再開し、機構においては特別催告状の送付件数を増加し、受託事業者が当該対象者への事後フォローを着実にいき、また再開後はすべての督促手法において計画件数の見直しをした上で計画的な督促を実施した。

2. 確保されるべき事業の質の達成状況

(1) 確保されるべき事業の質の達成状況

① 達成目標・最低水準達成状況

別添2参照

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、受託事業者に対して事業の達成目標としての水準及び質の確保としての最低水準を設定している。

(ア) 平成26年度実施状況

【平成26年度開始事業】 第1期 (H2610-H2704)		督励対象月数			免除等承認 件数
		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
116 事務所	実施結果	2,740,418 月	1,038,533 月	753,450 月	1,019,650 件
	達成目標	2,737,814 月	935,317 月	714,276 月	808,516 件
	達成率	100.10%	111.04%	105.48%	126.11%
	最低水準	2,536,746 月	807,856 月	584,457 月	777,406 件
	達成率	108.03%	128.55%	128.91%	131.16%

(イ) 平成27年度実施状況

【平成26年度開始事業】 第2期 (H2705-H2804)		督励対象月数			免除等承認 件数
		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
116 事務所	実施結果	3,504,879 月	4,716,312 月	2,379,910 月	2,792,877 件
	達成目標	3,716,386 月	4,135,763 月	2,229,675 月	2,766,200 件
	達成率	94.31%	114.04%	106.74%	100.96%
	最低水準	3,207,828 月	3,675,497 月	1,837,521 月	2,564,171 件
	達成率	109.26%	128.32%	129.52%	108.92%

【平成27年度開始事業】 第1期 (H2705-H2804)		督励対象月数			免除等承認 件数
		現年度	過年度1年目	過年度2年目	
196 事務所	実施結果	6,576,667 月	3,609,131 月	2,398,985 月	3,621,595 件
	達成目標	8,410,381 月	2,557,190 月	2,531,830 月	4,113,435 件
	達成率	78.20%	141.14%	94.75%	88.04%
	最低水準	7,762,544 月	2,205,975 月	2,236,210 月	3,883,702 件
	達成率	84.72%	163.61%	107.28%	93.25%

【合計（H27 実施分）】		督励対象月数			免除等承認 件数
		現年度	過年度 1 年目	過年度 2 年目	
312 事務所	実施結果	10,081,546 月	8,325,443 月	4,778,895 月	6,414,472 件
	達成目標	12,126,767 月	6,692,953 月	4,761,505 月	6,879,635 件
	達成率	83.13%	124.39%	100.37%	93.24%
	最低水準	10,970,372 月	5,881,472 月	4,073,731 月	6,447,873 件
	達成率	91.90%	141.55%	117.31%	99.48%

(参考) 督励中止期間（27年6月～11月）を除いた達成状況

【平成26年度開始事業】 第2期（H2705-H2804）		督励対象月数			免除等承認 件数
		現年度	過年度 1 年目	過年度 2 年目	
116 事務所	実施結果	2,321,642	3,949,205	1,694,559	1,067,161
	達成目標	2,050,013	3,424,253	1,458,171	1,010,098
	達成率	113.3%	115.3%	116.2%	105.6%
	最低水準	1,769,284	3,095,918	1,223,782	935,311
	達成率	131.2%	127.6%	138.5%	114.1%

【平成27年度開始事業】 第1期（H2705-H2804）		督励対象月数			免除等承認 件数
		現年度	過年度 1 年目	過年度 2 年目	
196 事務所	実施結果	4,265,238	2,189,002	1,162,817	1,401,777
	達成目標	4,747,816	1,273,241	1,060,259	1,592,444
	達成率	89.8%	171.9%	109.7%	88.0%
	最低水準	4,382,743	1,098,360	936,391	1,503,298
	達成率	97.3%	199.3%	124.2%	93.2%

【合計（H27 実施分）】		督励対象月数			免除等承認 件数
		現年度	過年度 1 年目	過年度 2 年目	
312 事務所	実施結果	6,586,880	6,138,207	2,857,376	2,468,938
	達成目標	6,797,829	4,697,494	2,518,430	2,602,542
	達成率	96.9%	130.7%	113.5%	94.9%
	最低水準	6,152,027	4,194,278	2,160,173	2,438,609
	達成率	107.1%	146.3%	132.3%	101.2%

(ウ) 納付月数の達成状況

現年度は、平成26年度は達成目標を達成したが、平成27年度は未達成となっている。

過年度1年目は、平成26年度、平成27年度ともに達成目標を達成している。

過年度2年目は、平成26年度は達成目標を達成し、平成27年度も全体としては達成しているが、平成27年度開始事業においては未達成となっている。

(エ) 免除等承認の達成状況

平成26年度は達成目標を達成している。平成27年度は全体としては未達成であるが、平成26年度開始事業は達成している。

②達成目標の達成状況に対する分析

・前回事業と今回事業との比較

納付月数の達成目標達成率は、前回事業（平成24年10月開始事業第2期＋平成25年2月開始事業第2期）より改善しているが、達成目標は未達成となった。

免除等承認の達成目標達成率は、前回事業より下回る結果となった。

期	達成目標達成率				
	納付月数				免除等承認
	現年度	過年度1年目	過年度2年目	(小計)	
前回事業(*1) (H25.5~H26.4)	84.55%	90.35%	86.27%	87.17%	110.99%



今回事業(*2) (H27.5~H28.4)	83.13%	124.39%	100.37%	98.32%	93.24%
平成26年度 開始事業	94.31%	114.04%	106.74%	105.15%	100.96%
平成27年度 開始事業	78.20%	141.14%	94.75%	93.22%	88.04%

*1 平成24年10月開始事業第2期と平成25年2月開始事業第2期を合算した達成率

*2 平成26年度開始事業第2期と平成27年度開始事業第1期を合算した達成率

(2) 実施状況についての調査

①調査の実施方法

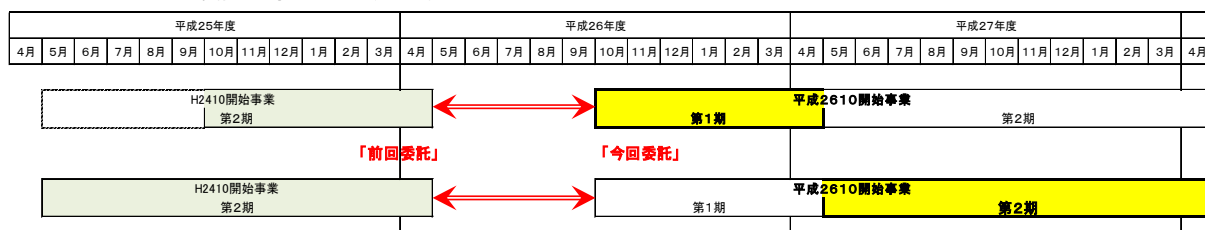
民間競争入札実施要項に基づき、以下の（ア）から（オ）の調査項目について、受託事業者が今回及び前回実施した収納事業の実施状況について調査を行う。

- （ア）国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数
- （イ）納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の実施件数
- （ウ）全滞納者への督促の実施状況
- （エ）納付督促及び免除等申請手続勧奨の実施手法別の効果
- （オ）事業の運営に要した費用

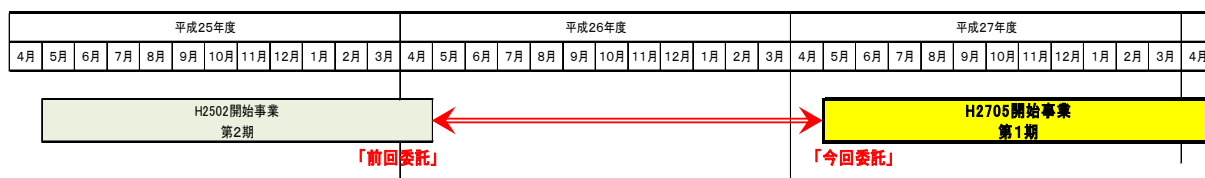
②比較

上記①の調査項目について、今回の委託事業と前回の委託事業との実績を比較する。

<平成26年度開始事業の比較の考え方>



<平成27年度開始事業の比較の考え方>



※入札により、今回の委託事業者と前回の委託事業者とは異なっている。

③調査結果

(ア) 国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数の比較 別添4参照

i 現年度納付月数、過年度納付月数及び免除等（全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予）承認件数

【平成26年度開始事業】

1期	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等
今回（116事務所）	17,818,444月	1,172,809月	869,547月	1,321,261件
前回（116事務所）	18,125,536月	1,089,425月	811,560月	1,085,982件

2期	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等
今回（116事務所）	28,479,273月	2,150,815月	1,462,969月	2,755,313件
前回（116事務所）	30,133,049月	2,116,140月	1,645,819月	2,693,625件

【平成27年度開始事業】

1期	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等
今回（196事務所）	54,431,624月	3,946,130月	2,628,503月	3,621,595件
前回（196事務所）	58,037,544月	4,263,420月	3,155,840月	3,637,265件

ii 納付率及び免除等承認率

【平成26年度開始事業】

1期	現年度 (期間伸び幅)	過年度1年目 (期間伸び幅)	過年度2年目 (期間伸び幅)	免除等 (承認率)
今回 (116事務所)	55.2%→61.1% (+5.9ポイント)	62.2%→65.2% (+3.0ポイント)	63.7%→65.3% (+1.6ポイント)	<u>20.8%</u>
前回 (116事務所)	53.6%→58.7% (+5.1ポイント)	59.4%→61.0% (+1.6ポイント)	61.6%→62.6% (+1.0ポイント)	16.5%

2期	現年度 (期間伸び幅)	過年度1年目 (期間伸び幅)	過年度2年目 (期間伸び幅)	免除等 (承認率)
今回 (116事務所)	50.2%→61.2% (+11.0ポイント)	61.9%→66.9% (+5.0ポイント)	65.5%→68.2% (+2.7ポイント)	<u>45.1%</u>
前回 (116事務所)	49.1%→58.7% (+9.6ポイント)	57.3%→61.0% (+3.7ポイント)	60.4%→62.6% (+2.2ポイント)	40.9%

【平成27年度開始事業】

1期	現年度 (期間伸び幅)	過年度1年目 (期間伸び幅)	過年度2年目 (期間伸び幅)	免除等 (承認率)
今回 (196事務所)	53.1%→64.6% (+11.5ポイント)	64.9%→69.5% (+4.6ポイント)	68.6%→71.2% (+2.6ポイント)	<u>36.5%</u>
前回 (196事務所)	52.4%→62.1% (+9.7ポイント)	61.0%→64.8% (+3.8ポイント)	64.2%→66.5% (+2.3ポイント)	33.7%

※免除承認率は期末の被保険者数に対する各期の免除承認件数の割合

※ 現年度納付月数については、市場化テスト事業の業務範囲となっていない「納期限内納付月数」を含めた月数となっているため、督促対象となる「納期限後納付月数」を比較。

【平成26年度開始事業】

1期	納期限後納付月数	納期限後納付率
今回 (116事務所)	2,714,713月	10.1%
前回 (116事務所)	2,430,299月	8.5%
2期	納期限後納付月数	納期限後納付率
今回 (116事務所)	3,529,946月	7.6%
前回 (116事務所)	3,156,831月	6.1%

【平成27年度開始事業】

1期	納期限後納付月数	納期限後納付率
今回 (196事務所)	6,598,331月	7.8%
前回 (196事務所)	6,164,476月	6.6%

(イ)(ウ) 納付督促の実施手法別の実施件数及び全滞納者への督促実施状況の比較
(「滞納者一人当たりの督促実施回数」の比較) 別添5参照

【平成26年度開始事業】

(下段：1ヶ月当たりの回数)

1期	電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
今回 (116事務所)	2.85回 (0.41回)	0.54回 (0.08回)	0.81回 (0.12回)	4.20回 (0.60回)
前回 (116事務所)	4.07回 (0.58回)	0.56回 (0.08回)	0.92回 (0.13回)	5.55回 (0.79回)
2期	電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
今回 (116事務所)	2.73回 (0.23回)	0.52回 (0.04回)	0.88回 (0.07回)	4.13回 (0.34回)
前回 (116事務所)	6.85回 (0.57回)	0.93回 (0.08回)	1.41回 (0.12回)	9.20回 (0.77回)

【平成27年度開始事業】

1期	電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
今回 (196事務所)	2.68回 (0.22回)	0.49回 (0.04回)	0.81回 (0.07回)	3.97回 (0.33回)
前回 (196事務所)	3.97回 (0.33回)	0.68回 (0.06回)	1.31回 (0.11回)	5.96回 (0.50回)

【平成27年度実施合計】

	電話督促	戸別訪問	文書送付	合計
今回 (312事務所)	2.70回 (0.22回)	0.50回 (0.04回)	0.83回 (0.07回)	4.03回 (0.34回)
前回 (312事務所)	5.00回 (0.42回)	0.77回 (0.06回)	1.34回 (0.11回)	7.11回 (0.59回)

(エ) 接触率等の効果の比較

別添6参照

i) 電話督促

【平成26年度開始事業】

1期	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (116事務所)	<u>25.6%</u>	<u>19.7%</u>
前回 (116事務所)	23.5%	16.5%

2期	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (116事務所)	<u>20.6%</u>	<u>22.1%</u>
前回 (116事務所)	19.7%	16.8%

【平成27年度開始事業】

1期	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (196事務所)	20.9%	<u>22.2%</u>
前回 (196事務所)	<u>24.6%</u>	18.9%

【平成27年度実施合計】

	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (312事務所)	20.8%	<u>22.1%</u>
前回 (312事務所)	<u>22.4%</u>	18.1%

(注1) 接触率 (督促実施により接触できた件数の割合)

(注2) 効果率 (接触できた件数のうち、納付した件数の割合)

ii) 戸別訪問

【平成26年度開始事業】

1期	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (116 事務所)	27.0%	<u>6.3%</u>
前回 (116 事務所)	<u>27.8%</u>	4.4%

2期	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (116 事務所)	<u>30.1%</u>	<u>7.8%</u>
前回 (116 事務所)	27.2%	5.5%

【平成27年度開始事業】

1期	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (196 事務所)	<u>31.3%</u>	<u>9.7%</u>
前回 (196 事務所)	25.5%	7.0%

【平成27年度実施合計】

	接触率 (%)	効果率 (%)
今回 (312 事務所)	<u>30.8%</u>	<u>9.0%</u>
前回 (312 事務所)	26.2%	6.3%

(注1) 接触率 (督励実施により接触できた件数の割合)

(注2) 効果率 (接触できた件数のうち、納付した件数の割合)

(オ) 事業の運営に要した費用の比較

別添7参照

督励納付月数1月及び免除等承認件数1件獲得あたりに要した費用。

【平成26年度開始事業】

1期	納付1月(免除1件)獲得に要した費用
今回 (116 事務所)	<u>282.0円</u>
前回 (116 事務所)	378.4円

2期	納付1月(免除1件)獲得に要した費用
今回 (116 事務所)	<u>200.4円</u>
前回 (116 事務所)	340.6円

【平成27年度開始事業】

1期	納付1月獲得に要した費用
今回 (196 事務所)	<u>243.0円</u>
前回 (196 事務所)	272.3円

3. 受託事業者からの提案等による改善実施事項

(1) 達成状況が改善された要因

達成状況が改善された要因としては、平成24年度開始事業の実績を踏まえ、民間競争入札実施要項について、平日の夜間帯及び土日祝日の督促の強化及び戸別訪問員の配置人数の見直しを行った（※）ことにより接触率が改善し、納期限後納付月数を伸ばすことができたことが主な要因と考えられる。

また、平成24年度から引き続き、特別催告状送付対象者に関する情報等を、受託事業者へ積極的に提供し、受託事業者は提供を受けた情報を基に効率的に電話、訪問、文書督促を実施することにより、当該対象者への事後フォローが着実に行われたこと、機構と受託事業者との協力・連携がより一層図られたことが、過年度1年目及び過年度2年目の前回事業（平成24年10月開始事業第2期＋平成25年2月開始事業第2期）より大幅に改善された要因と考えられる。

反面、平成27年6月から平成27年11月までの間、不正アクセス事案を受けて納付督促を中止していたことから、現年度の達成状況は前回事業と比較し減少している。

※平成26年度及び平成27年度開始事業の民間競争入札実施要項の主な改善点は以下のとおり。

- ・ 平日の夜間帯及び土日祝日の督促の強化
民間競争入札実施要項において「一定割合の督促業務を実施すること。」と明記し、入札時の企画提案の評価の対象とした。
- ・ 品質の向上と事故の未然防止
事業実施状況を自主的に点検させ、実施結果を毎月提出させることにより品質の向上及び事故の未然防止を図る。
- ・ 戸別訪問の更なる活用
戸別訪問員の最低限必要な設置数を、「滞納者1.5万人に対して1名」と設定し、滞納者が30万人を超える都市部においては「滞納者1万人に対して1名」を必須化した。

(参考) 特別催告状発行件数

平成25年度	平成26年度	平成27年度
568万件	989万件	828万件

4. 実施経費の状況

別添7参照

平成26年度開始事業第1期における実施経費については、約14.5億円の委託費であるのに対し、前回委託の経費は約17.5億円となっており、減少している。※

平成26年度開始事業第2期における実施経費については、約24.8億円の委託費であるのに対し、前回委託の経費は約29.2億円となっており、減少している。※

平成27年度開始事業第1期における実施経費については、約36.5億円の委託費であるのに対し、前回委託の経費は約40.9億円となっており、減少している。※

実施経費が減少している要因は、入札の競争性が働き入札金額が抑制されたこと、及び前回委託（平成24年度開始分）について平成25年10月からモデル事業を実施したことによる追加の経費（約2.3億円）が発生していたことが考えられる。

※比較対象期間は2（2）と同じ。なお、実施経費は全て税抜。

	平成26年度開始事業 第1期	平成26年度開始事業 第2期	平成27年度開始事業 第1期	合計
実施経費（A）	1,449,559,335	2,484,958,860	3,645,708,816	7,580,227,011
前回実施経費（B）	1,749,035,323	2,924,642,468	4,085,234,420	8,758,912,211
うちモデル 事業経費	103,185,320	103,185,320	128,916,620	335,287,260
差額（A－B）	-299,475,988	-439,683,608	-439,525,604	-1,178,685,200
モデル事業 除く差額	-196,290,668	-336,498,288	-310,608,984	-843,397,940

(参考) 達成目標の達成状況に対する増減額措置の状況

別添3参照

(1) 増減額措置の状況

達成目標の達成を促進するために、受託事業者に対して、増減額措置を講じており、措置の状況は以下のとおりである。

① 平成26年度措置状況

(平成26年10月～平成27年4月)			
平成26年度 開始事業 第1期分	期別委託費(税込) A	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A+B
	1,565,524,100円	180,556,859円 (+11.53%)	1,746,080,959円

② 平成27年度措置状況

(平成27年5月～平成28年4月)			
平成26年度 開始事業 第2期分	期別委託費(税込) A'	増減措置額(税込) B'	増減措置後の額(税込) A'+B'
	2,683,755,600円	101,484,714円 (+3.78%)	2,785,240,314円

(平成27年5月～平成28年4月)			
平成27年度 開始事業 第1期分	期別委託費(税込) C	増減措置額(税込) D	増減措置後の額(税込) C+D
	3,937,365,600円	-329,446,484円 (-8.37%)	3,607,919,116円

(2) 増減額措置の考え方**① 増額の場合**

納付月数(現年度・過年度1年目・過年度2年目)及び免除等承認件数における達成目標に対して、それぞれ達成目標を超過した割合0.1%ごとに、0.1%を期別委託費に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

② 減額の場合**(ア) 最低水準に達している場合**

各達成目標に対して、それぞれの達成目標の達成状況に応じて下表の減額率を期別委託費に乗じて得た額を減額する。

達成目標の達成状況	減額率
98%以上100%未満	2%
96%以上98%未満	4%
94%以上96%未満	6%
92%以上94%未満	8%

(イ) 最低水準に達していない場合

各達成目標に対して、それぞれの達成目標の達成状況に応じて下表の減額率を期別委託費に乗じて得た額を減額する。

なお、減額する額は各期に支払われる委託費の50%を限度とする。

達成目標の達成状況	減額率
88%以上92%未満	12%
84%以上88%未満	16%
80%以上84%未満	20%
76%以上80%未満	24%
72%以上76%未満	28%
68%以上72%未満	32%
64%以上68%未満	36%
60%以上64%未満	40%
56%以上60%未満	44%
52%以上56%未満	48%
50%以上52%未満	50%

5. その他

(1) 国民年金保険料納付率の推移

平成27年度の納付率については、現年度、過年度1年目及び過年度2年目の全てにおいて平成26年度を上回っている。

納付率改善の主な要因としては、機構においては特別催告状による納付督促を中心に効率的に進め、特別催告状送付対象者に関する情報等を、受託事業者へ積極的に提供し、当該対象者への事後フォローが着実に行われたことが考えられる。

[現年度]

(下段：対前年差)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全国	60.9%	63.1% (+2.2)	63.4% (+0.3)
平成26年10月開始分 116事務所	58.7% (+2.1)	61.1% (+2.4)	61.2% (+0.1)
平成27年5月開始分 196事務所	62.1% (+1.8)	64.1% (+2.0)	64.6% (+0.5)

[過年度1年目]

(下段：対前年差)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全国	63.5%	67.2% (+3.7)	68.6% (+1.4)
平成26年10月開始分 116事務所	61.0% (+0.8)	65.2% (+4.2)	66.9% (+1.7)
平成27年5月開始分 196事務所	64.8% (+0.9)	68.3% (+3.4)	69.5% (+1.2)

[過年度2年目]

(下段：対前年差)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全国	65.1%	67.8% (+2.7)	70.1% (+2.4)
平成26年10月開始分 116事務所	62.6% (+0.5)	65.3% (+2.7)	68.2% (+2.9)
平成27年5月開始分 196事務所	66.5% (+0.6)	69.1% (+2.6)	71.2% (+2.1)

(2) 契約期間の延長

平成26年度開始事業について、契約期間の延長の要件となる、第1期、第2期の達成目標を達成した契約地域は近畿②地区のみだった。

また、契約期間の延長の要件には督促実施計画の督促件数を100%以上実施していることとあるが、第1期、第2期の実施計画を100%以上実施した契約地域はなかった。

以上より、契約期間延長の全要件を満たした契約地域はなかったことから、平成26年度開始事業においては契約期間の延長を行わない。

6. 評価のまとめ及び今後の方針

本業務の実施にあたり、確保すべきサービスの質として設定された達成目標について、未達成の項目はあるものの、前回事業と比較して納付率や達成目標達成状況等の実績は概ね改善していることから、良好に業務が実施されていると評価できる。

なお、次回の実施要項においては、平成27年5月開始事業を基本として、必要な見直しを行うものとする。主な見直し内容は以下のとおりである。

- ① 受託事業者が取り扱う個人情報にかかるセキュリティの適切な管理
サイバー攻撃等による個人情報の流出を防止するために、通信回線の秘匿化、情報端末の取扱いの厳格化等のセキュリティ対策を講じる必要があることを明記する。
- ② 納付督促の適正な実施
戸別訪問に係る費用対効果及び被保険者数の減少を勘案し、戸別訪問員の必須設置数の見直しを検討する。
また、夜間及び土日祝日の督促については平成27年5月開始事業において一定以上の効果が見られたことから、督促割合についてより効果的な割合を検討する。
- ③ 業務品質の向上
業務内容の理解を深めるための研修について定期的な実施を必須化する。
また、事故報告の根絶に向けて実施体制のあり方を見直すとともに、特に重大と判断した事務処理誤りについては委託費の支払いへの反映を検討する。
- ④ 達成目標の設定
達成目標の設定のあり方について、日本年金機構の目標やこれまでの実績等を踏まえ検討する。
- ⑤ 増減額措置の見直し
達成目標の按分について、現在は納付月数と免除獲得件数を2対1の割合で評価しているところ、本事業の趣旨を鑑み、納付月数の向上を主においたものとなるよう、按分割合を3対1に変更するよう検討する。また、より受託事業者のインセンティブが働くように増減割合の見直しを検討する。
- ⑥ 受託事業者の責によらない事由に基づき督促を中止した場合の取扱いの明記
大規模な災害等を事由に機構からの要請に応じて督促を中止した場合の、契約内容の見直しについて、基準及び手続きを具体的に明記する。

国民年金保険料収納事業の実施地区（事務所）
（平成26年度開始事業）

受託事業者名	受託箇所数
日立トリプルウィン株式会社	5地区、51事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> ・北関東信越①（水戸南、土浦、日立、下館、水戸北、宇都宮西、栃木、大田原、今市、宇都宮東） ・南関東③（立川、武蔵野、八王子、府中、青梅、甲府、大月、竜王） ・中部②（静岡、浜松東、浜松西、沼津、島田、富士、清水、三島、掛川） ・近畿②（大手前、堀江、市岡、天満、淀川、今里、福島、城東、枚方、豊中、吹田、守口） ・近畿③（天王寺、難波、玉出、八尾、平野、貝塚、堺東、東大阪、堺西、和歌山東、田辺、和歌山西） 	

受託事業者名	受託箇所数
株式会社バックスグループ	2地区、28事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> ・近畿④（三宮、須磨、東灘、兵庫、尼崎、姫路、明石、豊岡、西宮、加古川） ・九州①（博多、中福岡、南福岡、小倉北、久留米、直方、八幡、大牟田、東福岡、小倉南、西福岡、佐賀、唐津、武雄、長崎南、長崎北、佐世保、諫早） 	

受託事業者名	受託箇所数
東京ソフト株式会社	1地区、12事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> ・中国①（鳥取、米子、倉吉、松江、浜田、出雲、岡山西、倉敷東、津山、高梁、岡山東、倉敷西） 	

受託事業者名	受託箇所数
キャリアリンク株式会社	1地区、19事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> ・九州②（熊本東、熊本西、八代、本渡、玉名、大分、別府、佐伯、日田、宮崎、延岡、都城、高鍋、鹿児島南、川内、鹿屋、奄美大島、鹿児島北、加治木） 	

受託事業者名	受託箇所数
アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体	1地区、6事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> ・九州③（那覇、コザ、名護、平良、石垣、浦添） 	

国民年金保険料収納事業の実施地区（事務所）
（平成27年度開始事業）

受託事業者名	受託箇所数
株式会社アイヴィジット	7地区、87事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> ・北海道（札幌東、札幌西、函館、旭川、釧路、岩見沢、室蘭、小樽、北見、帯広、砂川、稚内、留萌、苫小牧、札幌北、新さっぽろ） ・東北①（青森、八戸、弘前、むつ、盛岡、一関、宮古、二戸、花巻、秋田、鷹巣、大曲、本荘） ・東北②（仙台南、仙台北、石巻、古川、仙台東、大河原、山形、鶴岡、米沢、新庄、寒河江、東北福島、平、郡山、会津若松、相馬、白河） ・北関東信越②（浦和、熊谷、川越、大宮、春日部、秩父、所沢、越谷） ・北関東信越③（前橋、桐生、高崎、渋川、太田、新潟西、長岡、上越、三条、新発田、柏崎、新潟東、六日町、長野南、岡谷、飯田、松本、小諸、伊那、長野北） ・南関東④（鶴見、横浜中、横浜南、港北、横浜西、川崎、平塚、相模原、小田原、横須賀、高津、厚木、藤沢） 	

受託事業者名	受託箇所数
株式会社バックスグループ	3地区、45事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> ・南関東①（千葉、船橋、木更津、佐原、松戸、幕張、市川） ・南関東②（千代田、中央、港、上野、文京、足立、江東、江戸川、墨田、葛飾、板橋、池袋、新宿、杉並、渋谷、世田谷、品川、大田、練馬、目黒、荒川、北、中野） ・四国（徳島北、阿波半田、徳島南、高松東、高松西、善通寺、松山西、今治、宇和島、松山東、新居浜、高知東、幡多、南国、高知西） 	

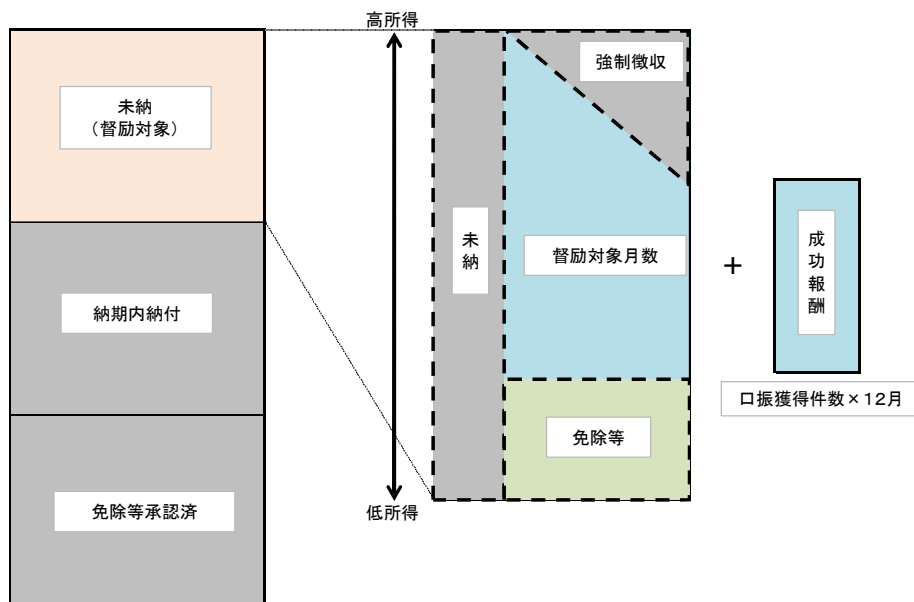
受託事業者名	受託箇所数
日立トリプルウィン株式会社	3地区、49事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> ・中部①（富山、高岡、魚津、砺波、金沢北、七尾、小松、金沢南、岐阜南、多治見、大垣、高山、美濃加茂、岐阜北、津、四日市、松阪、尾鷲、伊勢） ・中部③（大曽根、鶴舞、笠寺、中村、熱田、昭和、名古屋北、名古屋西、豊橋、一宮、岡崎、半田、刈谷、瀬戸、豊田、豊川） ・中国②（広島東、広島西、福山、呉、三原、三次、広島南、備後府中、山口、下関、徳山、宇部、岩国、萩） 	

受託事業者名	受託箇所数
アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体	1地区、15事務所
対象地区名（年金事務所）	
<ul style="list-style-type: none"> ・近畿①（福井、敦賀、武生、大津、彦根、草津、上京、中京、下京、京都南、京都西、舞鶴、奈良、大和高田、桜井） 	

達成目標等の達成状況

◆ 督励対象月数の考え方

督励対象月数=納付月数-納期限内納付月数-強制徴収による獲得月数+成功報酬(口座振替獲得)



◆ 平成26年度開始事業 第1期 (H26.10~H27.4)

契約地区名	受託事業者	現年度		過年度1年目		過年度2年目		免除等	
		達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率
北関東信越①地区	日立トリプルウィン株式会社	97.23%	104.92%	132.80%	153.76%	127.92%	156.38%	142.36%	149.38%
南関東③地区	日立トリプルウィン株式会社	99.60%	106.97%	114.27%	132.26%	119.16%	145.37%	125.59%	131.22%
中部②地区	日立トリプルウィン株式会社	96.35%	102.92%	118.48%	137.03%	106.82%	129.81%	105.67%	111.27%
近畿②地区	日立トリプルウィン株式会社	116.05%	127.48%	105.04%	121.74%	105.34%	129.48%	131.23%	136.62%
近畿③地区	日立トリプルウィン株式会社	108.58%	119.47%	100.50%	116.41%	97.63%	119.72%	134.85%	139.94%
近畿④地区	株式会社バックスグループ	119.47%	130.18%	107.73%	124.72%	98.75%	120.56%	115.95%	120.83%
中国①地区	東京ソフト株式会社	93.25%	99.74%	120.16%	138.96%	111.21%	135.01%	104.83%	108.67%
九州①地区	株式会社バックスグループ	93.77%	100.71%	105.15%	121.72%	94.62%	115.64%	124.27%	128.81%
九州②地区	キャリアリンク株式会社	88.62%	94.53%	101.85%	117.86%	89.64%	109.25%	129.50%	134.09%
九州③地区	アイティフォーシーヴィー共同企業体	82.64%	89.22%	112.18%	130.21%	110.64%	137.40%	140.80%	144.68%
合計		100.10%	108.03%	111.04%	128.55%	105.48%	128.91%	126.11%	131.16%

◆平成26年度開始事業 第2期 (H27.5~H28.4)

契約地区名	受託事業者	現年度		過年度1年目		過年度2年目		免除等	
		達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率
北関東信越①地区	日立トリプルウィン株式会社	94.27%	109.19%	114.58%	128.97%	115.09%	139.73%	97.92%	107.39%
南関東③地区	日立トリプルウィン株式会社	94.65%	108.65%	116.67%	130.66%	113.42%	137.57%	91.97%	100.41%
中部②地区	日立トリプルウィン株式会社	87.80%	99.78%	108.28%	120.57%	101.45%	122.94%	95.89%	105.75%
近畿②地区	日立トリプルウィン株式会社	110.58%	132.34%	129.26%	147.90%	106.92%	130.00%	103.20%	111.59%
近畿③地区	日立トリプルウィン株式会社	101.30%	121.61%	118.40%	135.65%	100.63%	122.22%	103.60%	111.27%
近畿④地区	株式会社バックスグループ	107.48%	126.75%	125.95%	143.08%	101.76%	123.48%	109.94%	118.99%
中国①地区	東京ソフト株式会社	92.30%	105.15%	108.17%	120.51%	107.21%	129.77%	91.65%	98.37%
九州①地区	株式会社バックスグループ	89.03%	102.20%	108.13%	121.03%	107.23%	130.06%	103.72%	111.14%
九州②地区	キャリアリンク株式会社	82.24%	93.22%	102.49%	113.83%	102.77%	124.50%	100.23%	107.25%
九州③地区	アイティフォーシーヴィー共同企業体	77.82%	90.22%	101.31%	113.95%	111.21%	135.49%	102.50%	108.01%
合計		94.31%	109.26%	114.04%	128.32%	106.74%	129.52%	100.96%	108.92%

◆平成27年度開始事業 第1期 (H27.5~H28.4)

契約地区名	受託事業者	現年度		過年度1年目		過年度2年目		免除等	
		達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率	達成目標 達成率	最低水準 達成率
北海道地区	株式会社アイヴィジット	72.05%	78.17%	129.46%	150.07%	87.28%	98.90%	91.36%	95.79%
東北①地区	株式会社アイヴィジット	79.76%	86.18%	145.22%	168.34%	91.60%	103.53%	89.87%	94.79%
東北②地区	株式会社アイヴィジット	84.32%	91.08%	147.45%	170.92%	88.28%	99.83%	86.83%	91.72%
北関東信越②地区	株式会社アイヴィジット	90.44%	99.00%	151.09%	175.14%	114.25%	129.72%	85.98%	91.27%
北関東信越③地区	株式会社アイヴィジット	88.29%	96.56%	130.80%	151.62%	79.62%	89.86%	85.88%	91.31%
南関東①地区	株式会社バックスグループ	74.97%	80.74%	148.08%	171.67%	106.47%	120.76%	85.00%	90.35%
南関東②地区	株式会社バックスグループ	83.63%	90.66%	161.57%	187.30%	115.81%	131.54%	92.62%	99.26%
南関東④地区	株式会社アイヴィジット	72.26%	77.52%	151.11%	175.17%	108.98%	123.57%	83.75%	89.44%
中部①地区	日立トリプルウィン株式会社	77.50%	84.43%	119.33%	138.32%	71.32%	80.42%	88.00%	93.41%
中部③地区	日立トリプルウィン株式会社	74.27%	80.85%	119.17%	138.15%	77.51%	87.64%	93.55%	99.78%
近畿①地区	アイティフォーシーヴィー共同企業体	62.82%	67.24%	132.18%	153.21%	73.83%	83.44%	80.65%	84.16%
中国②地区	日立トリプルウィン株式会社	86.38%	94.92%	134.65%	156.08%	89.48%	101.10%	94.30%	99.40%
四国地区	株式会社バックスグループ	73.79%	80.48%	128.07%	148.46%	83.28%	94.10%	91.80%	96.22%
合計		78.20%	84.72%	141.14%	163.61%	94.75%	107.28%	88.04%	93.25%

増減額措置の状況

◆平成26年度開始事業 第1期(H26.10-H27.4)

契約地区	受託事業者	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A+B
北関東信越①地区	日立トリプルウィン(株)	¥157,500,000	21.38%	¥33,671,784	¥191,171,784
南関東③地区	日立トリプルウィン(株)	¥183,178,800	12.61%	¥23,091,221	¥206,270,021
中部②地区	日立トリプルウィン(株)	¥110,754,000	4.11%	¥4,546,699	¥115,300,699
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)	¥193,536,000	18.77%	¥36,325,603	¥229,861,603
近畿③地区	日立トリプルウィン(株)	¥190,134,000	14.76%	¥28,056,655	¥218,190,655
近畿④地区	(株) バックスグループ	¥166,889,100	15.65%	¥26,113,894	¥193,002,994
中国①地区	東京ソフト(株)	¥101,430,000	2.57%	¥2,607,683	¥104,037,683
九州①地区	(株) バックスグループ	¥227,280,200	6.42%	¥14,590,974	¥241,871,174
九州②地区	キャリアリンク(株)	¥187,950,000	3.99%	¥7,491,729	¥195,441,729
九州③地区	アイティフォー シー・ ヴィ・シー共同企業体	¥46,872,000	8.66%	¥4,060,617	¥50,932,617
		¥1,565,524,100	11.53%	¥180,556,859	¥1,746,080,959

(再掲：業者別)

受託事業者	落札地区数	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A+B
日立トリプルウィン(株)	5 地区	¥835,102,800	15.05%	¥125,691,962	¥960,794,762
(株) バックスグループ	2 地区	¥394,169,300	10.33%	¥40,704,868	¥434,874,168
東京ソフト(株)	1 地区	¥101,430,000	2.57%	¥2,607,683	¥104,037,683
キャリアリンク(株)	1 地区	¥187,950,000	3.99%	¥7,491,729	¥195,441,729
アイティフォー シー・ ヴィ・シー共同企業体	1 地区	¥46,872,000	8.66%	¥4,060,617	¥50,932,617
	10 地区	¥1,565,524,100	11.53%	¥180,556,859	¥1,746,080,959

(注) 期別委託費は、落札金額を各期の期間で按分した額であるため、実際の支払額と合致しない場合がある。

増減額措置の状況

◆平成26年度開始事業 第2期(H27.5-H28.4)

契約地区	受託事業者	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A+B
北関東信越①地区	日立トリプルウィン(株)	¥270,000,000	4.13%	¥11,152,603	¥281,152,603
南関東③地区	日立トリプルウィン(株)	¥314,020,800	1.88%	¥5,897,662	¥319,918,462
中部②地区	日立トリプルウィン(株)	¥189,864,000	-2.22%	¥-4,215,296	¥185,648,704
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)	¥331,776,000	12.92%	¥42,878,619	¥374,654,619
近畿③地区	日立トリプルウィン(株)	¥325,944,000	6.31%	¥20,552,376	¥346,496,376
近畿④地区	(株) バックスグループ	¥286,095,600	12.82%	¥36,677,006	¥322,772,606
中国①地区	東京ソフト(株)	¥173,880,000	-1.68%	¥-2,924,707	¥170,955,293
九州①地区	(株) バックスグループ	¥389,623,200	1.59%	¥6,201,419	¥395,824,619
九州②地区	キャリアリンク(株)	¥322,200,000	-3.83%	¥-12,336,113	¥309,863,887
九州③地区	アイティフォー シー・ ヴィ・シー共同企業体	¥80,352,000	-2.99%	¥-2,398,855	¥77,953,145
		¥2,683,755,600	3.78%	¥101,484,714	¥2,785,240,314

(再掲：業者別)

受託事業者	落札地区数	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A+B
日立トリプルウィン (株)	5 地区	¥1,431,604,800	5.33%	¥76,265,964	¥1,507,870,764
(株) バックスグループ	2 地区	¥675,718,800	6.35%	¥42,878,425	¥718,597,225
東京ソフト(株)	1 地区	¥173,880,000	-1.68%	¥-2,924,707	¥170,955,293
キャリアリンク(株)	1 地区	¥322,200,000	-3.83%	¥-12,336,113	¥309,863,887
アイティフォー シー・ ヴィ・シー共同企業体	1 地区	¥80,352,000	-2.99%	¥-2,398,855	¥77,953,145
	10 地区	¥2,683,755,600	3.78%	¥101,484,714	¥2,785,240,314

(注) 期別委託費は、落札金額を各期の期間で按分した額であるため、実際の支払額と合致しない場合がある。

増減額措置の状況

◆平成27年度開始事業 第1期(H27.5-H28.4)

契約地区	受託事業者	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A+B
北海道地区	(株)アイヴィジット	¥277,850,400	-13.17%	¥-36,584,989	¥241,265,411
東北①地区	(株)アイヴィジット	¥192,819,600	-8.30%	¥-16,009,238	¥176,810,362
東北②地区	(株)アイヴィジット	¥275,005,200	-7.54%	¥-20,728,610	¥254,276,590
北関東信越②地区	(株)アイヴィジット	¥429,892,800	0.03%	¥113,499	¥430,006,299
北関東信越③地区	(株)アイヴィジット	¥293,971,200	-8.27%	¥-24,312,610	¥269,658,590
南関東①地区	(株)バックスグループ	¥355,682,400	-9.88%	¥-35,125,133	¥320,557,267
南関東②地区	(株)バックスグループ	¥623,752,800	0.29%	¥1,800,491	¥625,553,291
南関東④地区	(株)アイヴィジット	¥461,503,200	-11.36%	¥-52,407,966	¥409,095,234
中部①地区	日立トリプルウィン(株)	¥208,624,800	-14.98%	¥-31,245,359	¥177,379,441
中部③地区	日立トリプルウィン(株)	¥252,878,400	-13.53%	¥-34,211,239	¥218,667,161
近畿①地区	アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体	¥209,952,000	-22.64%	¥-47,529,909	¥162,422,091
中国②地区	日立トリプルウィン(株)	¥151,728,000	-4.97%	¥-7,546,253	¥144,181,747
四国地区	(株)バックスグループ	¥203,704,800	-12.60%	¥-25,659,168	¥178,045,632
		¥3,937,365,600	-8.37%	¥-329,446,484	¥3,607,919,116

(再掲：業者別)

契約地区	受託事業者	期別委託費(税込) A	増減割合(%) (B÷A)	増減措置額(税込) B	増減措置後の額(税込) A+B
(株)アイヴィジット	6地区	¥1,931,042,400	-7.76%	¥-149,929,914	¥1,781,112,486
日立トリプルウィン(株)	3地区	¥613,231,200	-11.90%	¥-73,002,851	¥540,228,349
(株)バックスグループ	3地区	¥1,183,140,000	-4.99%	¥-58,983,810	¥1,124,156,190
アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体	1地区	¥209,952,000	-22.64%	¥-47,529,909	¥162,422,091
	13地区	¥3,937,365,600	-8.37%	¥-329,446,484	¥3,607,919,116

(注) 期別委託費は、落札金額を各期の期間で按分した額であるため、実際の支払額と合致しない場合がある。

(ア) 納付率の「伸び幅」比較 詳細データ

◆平成26年度開始事業 第1期 (H26.10~H27.4)

《現年度》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.10末	H26.4末	H26.10末	H27.4末
対象納付月数	27,169,603月	51,340,690月	25,666,452月	48,251,402月
納付月数	14,555,539月	30,133,049月	14,158,126月	29,495,960月
期中納付月数※		18,125,536月		17,818,444月
納付率	53.6%	58.7%	55.2%	61.1%
期間伸び幅		+5.1point		+5.9point

《納期後納付月数のみ再掲》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.10~H26.4		H26.10~H27.4	
納付対象月数	28,581,609月		26,830,677月	
納期限後納付月数	2,430,299月		2,714,713月	
督促対象の納付率	8.5%		10.1%	
期間伸び幅	+8.5point		+10.1point	

《過年度1年目》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.10末	H26.4末	H26.10末	H27.4末
対象納付月数	53,967,343月	54,132,784月	50,655,244月	49,871,646月
納付月数	32,073,746月	33,000,006月	31,517,719月	32,502,026月
期中納付月数※		1,089,425月		1,172,809月
納付率	59.4%	61.0%	62.2%	65.2%
期間伸び幅		+1.6point		+3.0point

《過年度2年目》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.10末	H26.4末	H26.10末	H27.4末
対象納付月数	57,183,599月	57,357,792月	53,619,755月	53,410,041月
納付月数	35,223,323月	35,877,697月	34,169,951月	34,872,753月
期中納付月数※		811,560月		869,547月
納付率	61.6%	62.6%	63.7%	65.3%
期間伸び幅		+1.0point		+1.6point

《免除等承認件数》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.10~H26.4		H26.10~H27.4	
承認件数	1,085,982件		1,321,261件	
被保険者数	6,593,322人		6,364,538人	
承認率	16.5%		20.8%	

※期中納付月数：期末(H26.4末、H27.4末)納付月数から前期末(H25.5末~H25.9末、H26.5末~H26.9末)納付月数を差し引いた納付月数。

◆平成26年度開始事業 第2期 (H27.5~H28.4)

《現年度》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.5 末	H26.4 末	H27.5 末	H28.4 末
対象納付月数	4,647,611 月	51,340,690 月	4,162,494 月	46,525,854 月
納付月数	2,280,356 月	30,133,049 月	2,089,681 月	28,479,273 月
納付率	49.1%	58.7%	50.2%	61.2%
期間伸び幅		+9.6point		+11.0point

《納期後納付月数のみ再掲》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.5~H26.4		H27.5~H28.4	
納付対象月数	51,340,690 月		46,525,854 月	
納期限後納付月数	3,156,831 月		3,529,946 月	
督促対象の納付率	6.1%		7.6%	
期間伸び幅	+6.1point		+7.6point	

《過年度1年目》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.5 末	H26.4 末	H27.5 末	H28.4 末
対象納付月数	54,455,207 月	54,132,784 月	48,149,388 月	47,337,740 月
納付月数	31,180,974 月	33,000,006 月	29,818,829 月	31,646,775 月
納付率	57.3%	61.0%	61.9%	66.9%
期間伸び幅		+3.7point		+5.0point

《過年度2年目》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.5 末	H26.4 末	H27.5 末	H28.4 末
対象納付月数	56,932,612 月	57,357,792 月	49,834,034 月	49,777,301 月
納付月数	34,408,169 月	35,877,697 月	32,663,745 月	33,964,995 月
納付率	60.4%	62.6%	65.5%	68.2%
期間伸び幅		+2.2point		+2.7point

《免除等承認件数》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.5~H26.4		H27.5~H28.4	
承認件数	2,693,625 件		2,755,313 件	
被保険者数	6,593,322 人		6,104,267 人	
承認率	40.9%		45.1%	

◆平成27年度開始事業 第1期 (H27.5~H28.4)

《現年度》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.5 末	H26.4 末	H27.5 末	H28.4 末
対象納付月数	8,296,560 月	93,469,704 月	7,507,758 月	84,277,468 月
納付月数	4,350,476 月	58,037,544 月	3,985,274 月	54,431,624 月
納付率	52.4%	62.1%	53.1%	64.6%
期間伸び幅		+9.7point		+11.5point

《納期後納付月数のみ再掲》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.5~H26.4		H27.5~H28.4	
納付対象月数	93,469,704 月		84,277,468 月	
納期限後納付月数	6,164,476 月		6,598,331	
督促対象の納付率	6.6%		7.8%	
期間伸び幅	+6.6point		+7.8point	

《過年度1年目》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.5 末	H26.4 末	H27.5 末	H28.4 末
対象納付月数	98,071,307 月	97,903,341 月	88,147,178 月	87,105,797 月
納付月数	59,799,697 月	63,481,527 月	57,167,971 月	60,524,762 月
納付率	61.0%	64.8%	64.9%	69.5%
期間伸び幅		+3.8point		+4.6point

《過年度2年目》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.5 末	H26.4 末	H27.5 末	H28.4 末
対象納付月数	102,358,074 月	103,047,594 月	9,156,073 月	91,565,537 月
納付月数	65,670,093 月	68,513,733 月	62,831,596 月	65,168,159 月
納付率	64.2%	66.5%	68.6%	71.2%
期間伸び幅		+2.3point		+2.6point

《免除等承認件数》	前回 (H25 保険料)		今回 (H27 保険料)	
	H25.5~H26.4		H27.5~H28.4	
承認件数	3,637,265 件		3,621,595 件	
被保険者数	10,807,157 人		9,935,091 人	
承認率	33.7%		36.5%	

(イ)(ウ) 滞納者への督促実施状況 詳細データ

1. 委託事業（今回）の取組

平成26年度開始事業 第1期（H26.10～H27.4）

契約地区名	受託事業者	受託事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度							
				②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②～④)	一人当たり (⑤/①)
北関東信越①地区	日立トリプルウィン㈱	10ヶ所	327,703人	651,272回	1.99回	120,935回	0.37回	307,183回	0.94回	1,079,390回	3.29回
南関東③地区	日立トリプルウィン㈱	8ヶ所	338,743人	654,973回	1.93回	187,421回	0.55回	233,023回	0.69回	1,075,417回	3.17回
中部②地区	日立トリプルウィン㈱	9ヶ所	200,673人	407,875回	2.03回	98,133回	0.49回	155,802回	0.78回	661,810回	3.30回
近畿②地区	日立トリプルウィン㈱	12ヶ所	366,949人	653,713回	1.78回	208,644回	0.57回	226,501回	0.62回	1,088,858回	2.97回
近畿③地区	日立トリプルウィン㈱	12ヶ所	366,246人	653,774回	1.79回	209,698回	0.57回	269,163回	0.73回	1,132,635回	3.09回
近畿④地区	㈱バックスグループ	10ヶ所	319,714人	1,071,983回	3.35回	190,425回	0.60回	332,186回	1.04回	1,594,594回	4.99回
中国①地区	東京ソフト㈱	12ヶ所	146,612人	609,205回	4.16回	50,041回	0.34回	93,406回	0.64回	752,652回	5.13回
九州①地区	㈱バックスグループ	18ヶ所	432,629人	1,749,064回	4.04回	279,725回	0.65回	354,820回	0.82回	2,383,609回	5.51回
九州②地区	キャリアリンク㈱	19ヶ所	328,810人	1,446,409回	4.40回	156,154回	0.47回	242,521回	0.74回	1,845,084回	5.61回
九州③地区	アイティフナー シー・ワイシー共同企業体	6ヶ所	141,676人	556,989回	3.93回	93,174回	0.66回	201,432回	1.42回	851,595回	6.01回
合計		116ヶ所	2,969,755人	8,455,257回	2.85回	1,594,350回	0.54回	2,416,037回	0.81回	12,465,644回	4.20回
			1カ月当たり	1,207,894回	0.41回	227,764回	0.08回	345,148回	0.12回	1,780,806回	0.60回

納付督促の割合	67.8%	12.8%	19.4%
---------	-------	-------	-------

2. 前回委託事業の取組

平成24年10月開始事業 第2期（H25.10～H26.4）

	事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度								
			②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②～④)	一人当たり (⑤/①)	
合計	116ヶ所	3,056,398人	12,433,923回	4.07回	1,709,917回	0.56回	2,800,909回	0.92回	16,944,749回	5.54回	
			1カ月当たり	1,776,275回	0.58回	244,274回	0.08回	400,130回	0.13回	2,420,678回	0.79回

納付督促の割合	73.4%	10.1%	16.5%
---------	-------	-------	-------

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

(イ)(ウ) 滞納者への督促実施状況 詳細データ

1. 委託事業(今回)の取組

平成26年度開始事業 第2期(H27.5~H28.4)

契約地区名	受託事業者	受託事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度							
				②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②~④)	一人当たり (⑤/①)
北関東信越①地区	日立トリプルウィン㈱	10ヶ所	310,361人	599,172回	1.93回	115,893回	0.37回	281,772回	0.91回	996,837回	3.21回
南関東③地区	日立トリプルウィン㈱	8ヶ所	329,438人	603,055回	1.83回	166,631回	0.51回	220,461回	0.67回	990,147回	3.01回
中部②地区	日立トリプルウィン㈱	9ヶ所	191,481人	378,502回	1.98回	90,096回	0.47回	146,949回	0.77回	615,547回	3.21回
近畿②地区	日立トリプルウィン㈱	12ヶ所	347,716人	602,579回	1.73回	202,805回	0.58回	214,913回	0.62回	1,020,297回	2.93回
近畿③地区	日立トリプルウィン㈱	12ヶ所	329,062人	601,646回	1.83回	178,157回	0.54回	251,929回	0.77回	1,031,732回	3.14回
近畿④地区	㈱バックスグループ	10ヶ所	294,712人	995,337回	3.38回	169,776回	0.58回	360,009回	1.22回	1,525,122回	5.17回
中国①地区	東京ソフト㈱	12ヶ所	136,847人	550,088回	4.02回	50,002回	0.37回	162,292回	1.19回	762,382回	5.57回
九州①地区	㈱バックスグループ	18ヶ所	421,254人	1,639,389回	3.89回	239,080回	0.57回	387,464回	0.92回	2,265,933回	5.38回
九州②地区	キャリアリンク㈱	19ヶ所	307,769人	1,311,968回	4.26回	148,168回	0.48回	211,690回	0.69回	1,671,826回	5.43回
九州③地区	アイティフナー シー・ワイシー共同企業体	6ヶ所	131,393人	365,537回	2.78回	94,546回	0.72回	214,019回	1.63回	674,102回	5.13回
合計		116ヶ所	2,800,034人	7,647,273回	2.73回	1,455,154回	0.52回	2,451,498回	0.88回	11,553,925回	4.13回
			1カ月当たり	637,273回	0.23回	121,263回	0.04回	204,292回	0.07回	962,827回	0.34回

納付督促の割合	66.2%	12.6%	21.2%
---------	-------	-------	-------

2. 前回委託事業の取組

平成24年10月開始事業 第2期(H25.5~H26.4)

	事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度								
			②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②~④)	一人当たり (⑤/①)	
合計	116ヶ所	3,062,690人	21,005,485回	6.85回	2,862,701回	0.93回	4,309,763回	1.41回	28,177,949回	9.20回	
			1カ月当たり	1,750,457回	0.57回	238,558回	0.08回	359,147回	0.12回	2,348,162回	0.77回

納付督促の割合	74.5%	10.2%	15.3%
---------	-------	-------	-------

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

(イ)(ウ) 滞納者への督促実施状況 詳細データ

1. 委託事業(今回)の取組

平成27年度開始事業 第1期(H27.5~H28.4)

契約地区名	受託事業者	受託事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度							
				②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②~④)	一人当たり (⑤/①)
北海道地区	㈱アイヴィジツ	16ヶ所	300,731人	827,795回	2.75回	180,278回	0.60回	240,899回	0.80回	1,248,972回	4.15回
東北①地区	㈱アイヴィジツ	13ヶ所	179,647人	652,111回	3.63回	80,843回	0.45回	90,630回	0.50回	823,584回	4.58回
東北②地区	㈱アイヴィジツ	17ヶ所	296,735人	788,860回	2.66回	114,507回	0.39回	282,482回	0.95回	1,185,849回	4.00回
北関東信越②地区	㈱アイヴィジツ	8ヶ所	495,925人	967,285回	1.95回	247,612回	0.50回	500,887回	1.01回	1,715,784回	3.46回
北関東信越③地区	㈱アイヴィジツ	20ヶ所	293,468人	936,750回	3.19回	137,947回	0.47回	209,086回	0.71回	1,283,783回	4.37回
南関東①地区	㈱バックスグループ	7ヶ所	406,221人	1,668,423回	4.11回	196,048回	0.48回	301,522回	0.74回	2,165,993回	5.33回
南関東②地区	㈱バックスグループ	23ヶ所	766,746人	2,163,115回	2.82回	393,901回	0.51回	583,821回	0.76回	3,140,837回	4.10回
南関東④地区	㈱アイヴィジツ	13ヶ所	565,686人	1,022,087回	1.81回	285,467回	0.50回	623,499回	1.10回	1,931,053回	3.41回
中部①地区	日立トリプルウィン㈱	19ヶ所	281,081人	561,832回	2.00回	104,497回	0.37回	138,793回	0.49回	805,122回	2.86回
中部③地区	日立トリプルウィン㈱	16ヶ所	400,458人	789,044回	1.97回	149,273回	0.37回	229,956回	0.57回	1,168,273回	2.92回
近畿①地区	アイティフォー シー・ワイシー共同企業体	15ヶ所	317,480人	748,697回	2.36回	163,440回	0.51回	294,500回	0.93回	1,206,637回	3.80回
中国②地区	日立トリプルウィン㈱	14ヶ所	184,989人	366,174回	1.98回	72,258回	0.39回	129,528回	0.70回	567,960回	3.07回
四国地区	㈱バックスグループ	15ヶ所	174,609人	994,258回	5.69回	149,682回	0.86回	146,150回	0.84回	1,290,090回	7.39回
合計		196ヶ所	4,663,776人	12,486,431回	2.68回	2,275,753回	0.49回	3,771,753回	0.81回	18,533,937回	3.97回
			1カ月当たり	1,040,536回	0.22回	189,646回	0.04回	314,313回	0.07回	1,544,495回	0.33回
納付督促の割合				67.4%		12.3%		20.3%			

2. 前回委託事業の取組

平成25年2月開始事業 第2期(H25.5~H26.4)

	事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度								
			②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②~④)	一人当たり (⑤/①)	
合計	196ヶ所	5,556,644人	22,058,911回	3.97回	3,778,679回	0.68回	7,276,005回	1.31回	33,113,595回	5.96回	
			1カ月当たり	1,838,243回	0.33回	314,890回	0.06回	606,334回	0.11回	2,759,466回	0.50回
納付督促の割合				66.6%		11.4%		22.0%			

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

(イ)(ウ) 滞納者への督促実施状況 詳細データ

1. 委託事業（今回）の取組

平成26年10月開始分 第2期（H27.5～H28.4 督促中止期間 H27.6～H27.11 を除く）

契約地区名	受託事業者	受託事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度							
				②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②～④)	一人当たり (⑤/①)
北関東信越①地区	日立トリプルウィン㈱	10ヶ所	310,361人	564,620回	1.82回	106,922回	0.34回	281,772回	0.91回	953,314回	3.07回
南関東③地区	日立トリプルウィン㈱	8ヶ所	329,438人	569,586回	1.73回	153,850回	0.47回	220,461回	0.67回	943,897回	2.87回
中部②地区	日立トリプルウィン㈱	9ヶ所	191,481人	357,179回	1.87回	83,300回	0.44回	146,949回	0.77回	587,428回	3.07回
近畿②地区	日立トリプルウィン㈱	12ヶ所	347,716人	569,938回	1.64回	188,055回	0.54回	214,913回	0.62回	972,906回	2.80回
近畿③地区	日立トリプルウィン㈱	12ヶ所	329,062人	567,848回	1.73回	164,488回	0.50回	251,929回	0.77回	984,265回	2.99回
近畿④地区	㈱バックスグループ	10ヶ所	294,712人	919,686回	3.12回	156,654回	0.53回	316,178回	1.07回	1,392,518回	4.73回
中国①地区	東京ソフト㈱	12ヶ所	136,847人	512,590回	3.75回	46,334回	0.34回	162,292回	1.19回	721,216回	5.27回
九州①地区	㈱バックスグループ	18ヶ所	421,254人	1,512,592回	3.59回	219,522回	0.52回	339,184回	0.81回	2,071,298回	4.92回
九州②地区	キャリアリンク㈱	19ヶ所	307,769人	1,244,310回	4.04回	136,334回	0.44回	211,553回	0.69回	1,592,197回	5.17回
九州③地区	アイティフナー シー・ワイシー共同企業体	6ヶ所	131,393人	336,265回	2.56回	86,672回	0.66回	199,395回	1.52回	622,332回	4.74回
合計		116ヶ所	2,800,034人	7,154,614回	2.56回	1,342,131回	0.48回	2,344,626回	0.84回	10,841,371回	3.87回
			1カ月当たり	596,218回	0.21回	111,844回	0.04回	195,386回	0.07回	903,448回	0.32回

納付督促の割合	66.0%	12.4%	21.6%
---------	-------	-------	-------

2. 前回委託事業の取組

平成24年10月開始事業 第2期（H25.5～H26.4 督促中止相当期間 H25.6～H25.11 を除く）

	事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度								
			②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②～④)	一人当たり (⑤/①)	
合計	116ヶ所	3,062,690人	10,484,519回	3.42回	1,463,486回	0.48回	2,118,753回	0.69回	14,066,758回	4.59回	
			1カ月当たり	1,747,420回	0.57回	243,914回	0.08回	353,126回	0.12回	2,344,460回	0.77回

納付督促の割合	74.5%	10.4%	15.1%
---------	-------	-------	-------

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

(イ)(ウ) 滞納者への督促実施状況 詳細データ

1. 委託事業(今回)の取組

平成27年5月開始分 第1期(H27.5~H28.4 督促中止期間 H27.6~H27.11 を除く)

契約地区名	受託事業者	受託事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度							
				②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②~④)	一人当たり (⑤/①)
北海道地区	㈱アイヴィジット	16ヶ所	300,731人	787,429回	2.62回	166,406回	0.55回	240,899回	0.80回	1,194,734回	3.97回
東北①地区	㈱アイヴィジット	13ヶ所	179,647人	618,608回	3.44回	73,436回	0.41回	90,630回	0.50回	782,674回	4.36回
東北②地区	㈱アイヴィジット	17ヶ所	296,735人	743,633回	2.51回	105,966回	0.36回	282,482回	0.95回	1,132,081回	3.82回
北関東信越②地区	㈱アイヴィジット	8ヶ所	495,925人	900,896回	1.82回	230,418回	0.46回	500,887回	1.01回	1,632,201回	3.29回
北関東信越③地区	㈱アイヴィジット	20ヶ所	293,468人	878,338回	2.99回	126,793回	0.43回	209,086回	0.71回	1,214,217回	4.14回
南関東①地区	㈱バックスグループ	7ヶ所	406,221人	1,543,923回	3.80回	180,141回	0.44回	280,621回	0.69回	2,004,685回	4.93回
南関東②地区	㈱バックスグループ	23ヶ所	766,746人	2,000,258回	2.61回	365,694回	0.48回	514,570回	0.67回	2,880,522回	3.76回
南関東④地区	㈱アイヴィジット	13ヶ所	565,686人	942,027回	1.67回	261,681回	0.46回	623,499回	1.10回	1,827,207回	3.23回
中部①地区	日立トリプルウィン㈱	19ヶ所	281,081人	529,536回	1.88回	96,624回	0.34回	138,793回	0.49回	764,953回	2.72回
中部③地区	日立トリプルウィン㈱	16ヶ所	400,458人	745,536回	1.86回	137,614回	0.34回	229,956回	0.57回	1,113,106回	2.78回
近畿①地区	アイティフナー シー・ワイシー共同企業体	15ヶ所	317,480人	692,247回	2.18回	151,404回	0.48回	271,003回	0.85回	1,114,654回	3.51回
中国②地区	日立トリプルウィン㈱	14ヶ所	184,989人	346,009回	1.87回	66,170回	0.36回	129,528回	0.70回	541,707回	2.93回
四国地区	㈱バックスグループ	15ヶ所	174,609人	914,448回	5.24回	137,305回	0.79回	137,613回	0.79回	1,189,366回	6.81回
合計		196ヶ所	4,663,776人	11,642,888回	2.50回	2,099,652回	0.45回	3,649,567回	0.78回	17,392,107回	3.73回
			1カ月当たり	970,241回	0.21回	174,971回	0.04回	304,131回	0.07回	1,449,342回	0.31回

納付督促の割合	66.9%	12.1%	20.9%
---------	-------	-------	-------

2. 前回委託事業の取組

平成25年2月開始事業 第2期(H25.5~H26.4 督促中止相当期間 H25.6~H25.11 を除く)

	事務所数	①滞納者数 (期間平均)	督促の種類と督促頻度								
			②電話	一人当たり (②/①)	③戸別	一人当たり (③/①)	④文書	一人当たり (④/①)	⑤合計 (②~④)	一人当たり (⑤/①)	
合計	196ヶ所	5,556,644人	11,613,446回	2.09回	1,901,491回	0.34回	3,721,091回	0.67回	17,236,028回	3.10回	
			1カ月当たり	1,935,574回	0.35回	316,915回	0.06回	620,182回	0.11回	2,872,671回	0.52回

納付督促の割合	67.4%	11.0%	21.6%
---------	-------	-------	-------

(注) 上記表中における数値は、それぞれ四捨五入しているため、端数により合計とは合致しない場合がある。

(エ)実施手法別の効果(接触率等)詳細データ
平成26年度開始事業 第1期

【電話】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督促実施件数 【電話】	接触件数	接触率(%)	効果率(%)	
						納付件数	効果率(%)
北関東信越①地区	日立トリプルウィン(株)	H26.10～H27.4	475,345	125,812	26.5%	25,722	20.4%
南関東③地区	日立トリプルウィン(株)		465,402	127,486	27.4%	28,569	22.4%
中部②地区	日立トリプルウィン(株)		273,015	79,964	29.3%	17,044	21.3%
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)		546,151	122,013	22.3%	23,176	19.0%
近畿③地区	日立トリプルウィン(株)		429,059	124,464	29.0%	22,941	18.4%
近畿④地区	(株)バックスグループ		624,558	182,221	29.2%	37,967	20.8%
中国①地区	東京ソフト(株)		431,110	125,386	29.1%	20,173	16.1%
九州①地区	(株)バックスグループ		1,155,048	316,556	27.4%	62,258	19.7%
九州②地区	東京ソフト(株)		878,333	150,122	17.1%	34,281	22.8%
九州③地区	アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体		376,413	95,213	25.3%	14,054	14.8%
今回(116事務所)合計		H26.10～H27.4	5,654,434	1,449,237	25.6%	286,185	19.7%
前回(116事務所)		H25.10～H26.4	7,473,079	1,758,587	23.5%	290,781	16.5%

【戸別訪問】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督促実施件数 【戸別訪問】	接触件数	接触率(%)	効果率(%)	
						納付件数	効果率(%)
北関東信越①地区	日立トリプルウィン(株)	H26.10～H27.4	105,644	33,667	31.9%	2,707	8.0%
南関東③地区	日立トリプルウィン(株)		157,092	27,720	17.6%	1,508	5.4%
中部②地区	日立トリプルウィン(株)		84,734	23,958	28.3%	3,147	13.1%
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)		180,457	45,366	25.1%	3,067	6.8%
近畿③地区	日立トリプルウィン(株)		167,093	36,391	21.8%	2,140	5.9%
近畿④地区	(株)バックスグループ		138,424	35,983	26.0%	1,701	4.7%
中国①地区	東京ソフト(株)		33,554	12,326	36.7%	912	7.4%
九州①地区	(株)バックスグループ		199,308	57,445	28.8%	1,956	3.4%
九州②地区	東京ソフト(株)		101,331	40,899	40.4%	3,313	8.1%
九州③地区	アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体		68,989	20,370	29.5%	458	2.2%
今回(116事務所)合計		H26.10～H27.4	1,236,626	334,125	27.0%	20,909	6.3%
前回(116事務所)		H25.10～H26.4	1,320,572	367,215	27.8%	16,188	4.4%

(エ)実施手法別の効果(接触率等)詳細データ
平成26年度開始事業 第2期

【電話】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督促実施件数 【電話】	接触件数	接触率(%)		
						納付件数	効果率(%)
北関東信越①地区	日立トリプルウィン(株)	H27.5～H28.4	609,101	143,480	23.6%	36,373	25.4%
南関東③地区	日立トリプルウィン(株)		619,070	143,333	23.2%	37,901	26.4%
中部②地区	日立トリプルウィン(株)		385,970	95,144	24.7%	24,281	25.5%
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)		613,127	139,639	22.8%	31,076	22.3%
近畿③地区	日立トリプルウィン(株)		609,844	144,017	23.6%	33,026	22.9%
近畿④地区	(株)バックスグループ		956,076	190,180	19.9%	43,935	23.1%
中国①地区	東京ソフト(株)		463,760	113,231	24.4%	16,629	14.7%
九州①地区	(株)バックスグループ		1,510,943	300,628	19.9%	66,843	22.2%
九州②地区	東京ソフト(株)		1,145,151	176,245	15.4%	33,435	19.0%
九州③地区	アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体		363,948	55,671	15.3%	8,475	15.2%
今回(116事務所)合計		H27.5～H28.4	7,276,990	1,501,568	20.6%	331,974	22.1%
前回(116事務所)		H25.5～H26.4	15,348,893	3,030,126	19.7%	507,582	16.8%

【戸別訪問】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督促実施件数 【戸別訪問】	接触件数	接触率(%)		
						納付件数	効果率(%)
北関東信越①地区	日立トリプルウィン(株)	H27.5～H28.4	114,518	36,493	31.9%	3,465	9.5%
南関東③地区	日立トリプルウィン(株)		158,002	40,055	25.4%	2,895	7.2%
中部②地区	日立トリプルウィン(株)		86,773	29,050	33.5%	3,705	12.8%
近畿②地区	日立トリプルウィン(株)		200,447	65,105	32.5%	4,434	6.8%
近畿③地区	日立トリプルウィン(株)		171,540	43,860	25.6%	2,961	6.8%
近畿④地区	(株)バックスグループ		161,458	47,296	29.3%	3,481	7.4%
中国①地区	東京ソフト(株)		46,047	17,292	37.6%	1,829	10.6%
九州①地区	(株)バックスグループ		218,860	63,065	28.8%	4,340	6.9%
九州②地区	東京ソフト(株)		132,698	44,485	33.5%	4,680	10.5%
九州③地区	アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体		91,074	29,587	32.5%	701	2.4%
今回(116事務所)合計		H27.5～H28.4	1,381,417	416,288	30.1%	32,491	7.8%
前回(116事務所)		H25.5～H26.4	2400029	652,534	27.2%	36,076	5.5%

(エ)実施手法別の効果(接触率等)詳細データ
平成27年度開始事業 第1期

【電話】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督促実施件数 【電話】	接触件数	接触率(%)	効果率(%)	
						納付件数	効果率(%)
北海道地区	(株)アイヴィジット	H27.5~H28.4	782,443	187,368	23.9%	31,917	17.0%
東北①地区	(株)アイヴィジット		616,443	164,356	26.7%	26,074	15.9%
東北②地区	(株)アイヴィジット		798,027	217,303	27.2%	34,439	15.8%
北関東信越②地区	(株)アイヴィジット		993,907	209,268	21.1%	45,919	21.9%
北関東信越③地区	(株)アイヴィジット		910,482	187,600	20.6%	37,684	20.1%
南関東①地区	(株)バックスグループ		1,558,209	286,764	18.4%	68,291	23.8%
南関東②地区	(株)バックスグループ		2,116,186	375,898	17.8%	103,019	27.4%
南関東④地区	(株)アイヴィジット		1,050,463	221,012	21.0%	53,494	24.2%
中部①地区	日立トリプルウィン(株)		572,301	136,709	23.9%	35,633	26.1%
中部③地区	日立トリプルウィン(株)		814,421	185,763	22.8%	47,845	25.8%
近畿①地区	アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体		769,335	123,986	16.1%	25,054	20.2%
中国②地区	日立トリプルウィン(株)		374,880	87,705	23.4%	22,322	25.5%
四国地区	(株)バックスグループ		865,527	170,601	19.7%	34,515	20.2%
今回(196事務所)合計			H27.5~H28.4	12,222,624	2,554,333	20.9%	566,206
前回(196事務所)		H25.5~H26.4	19,102,205	4,693,562	24.6%	888,285	18.9%

【戸別訪問】

契約地区名	受託事業者	実施期間	督促実施件数 【戸別訪問】	接触件数	接触率(%)	効果率(%)	
						納付件数	効果率(%)
北海道地区	(株)アイヴィジット	H27.5~H28.4	165,322	50,236	30.4%	5,339	10.6%
東北①地区	(株)アイヴィジット		74,215	32,768	44.2%	3,807	11.6%
東北②地区	(株)アイヴィジット		113,089	43,565	38.5%	5,189	11.9%
北関東信越②地区	(株)アイヴィジット		243,372	74,537	30.6%	8,651	11.6%
北関東信越③地区	(株)アイヴィジット		130,383	53,028	40.7%	7,376	13.9%
南関東①地区	(株)バックスグループ		181,864	51,446	28.3%	4,419	8.6%
南関東②地区	(株)バックスグループ		367,653	74,299	20.2%	4,485	6.0%
南関東④地区	(株)アイヴィジット		289,091	93,538	32.4%	13,183	14.1%
中部①地区	日立トリプルウィン(株)		100,374	33,157	33.0%	2,742	8.3%
中部③地区	日立トリプルウィン(株)		148,334	52,456	35.4%	4,467	8.5%
近畿①地区	アイティフォー シー・ヴィ・シー共同企業体		173,278	57,816	33.4%	2,801	4.8%
中国②地区	日立トリプルウィン(株)		70,924	26,006	36.7%	1,362	5.2%
四国地区	(株)バックスグループ		129,258	41,021	31.7%	2,235	5.4%
今回(196事務所)合計			H27.5~H28.4	2,187,157	683,873	31.3%	66,056
前回(196事務所)		H25.5~H26.4	3,377,627	861,243	25.5%	59,980	7.0%

(オ)事業の運営に要した費用

平成27年度開始事業 第1期

◆今回委託(116事務所)

第1期(H27.5~H28.4)						
	1月あたりコスト (①/②)	①委託費	②実施結果	【参考】	③徴収金額	100円あたりコスト (①/③)
合計 (平均)	243.0 円	3,937,366千円	16,206,378月・件			192,459,086千円

※1 「①委託費」は、平成27年度開始事業第1期の期間中に支払われた委託費である。

※2 「③徴収金額」は、徴収金額見込みとして、平成27年度開始事業第1期に獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数に国民年金保険料額(平成25年度~平成27年度の平均:15,293円)を乗じた金額である。

◆前回委託(116事務所)

平成24年度第2期(H25.5~H26.4)						
	1月あたりコスト (④/⑤)	④委託費	⑤実施結果	【参考】	⑥徴収金額	100円あたりコスト (④/⑥)
合計 (平均)	272.3円	4,507,932千円	16,557,331月・件			194,430,330千円

※1 「④委託費」は、平成25年2月開始事業第2期の期間中に支払われた委託費である。(平成26年4月以前の委託費の消

費率は5%であるが今回委託と比較するため8%に換算)

※2 「⑥徴収金額」は、徴収金額見込みとして、対象事務所において獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数に国民年金保険料額(平成23年度~平成25年度の平均:15,013円)を乗じた金額である。

委託費と事業実施結果の総括

【平成27年度開始事業 第1期】(H27.5~H28.4)

契約地区名	受託 事務所数	①委託費 (5ヵ月分)	②滞納者数 (期間平均)	③滞納者1人 あたり委託費 (①/②)	督促の種類と第3期(5ヵ月間)における督促頻度				⑧1回 あたりコスト (③/④)	実施結果			納付1月獲得 コスト (①/⑦)
					電話 (一人当たり)	戸別訪問 (一人当たり)	文書 (一人当たり)	④合計 (一人当たり)		獲得月数⑤	免除等承認 件数⑥	⑦合計 (⑤*⑥)	
北海道地区	16ヶ所	277,850,400 円	300,731人	923.9 円	2.75 回	0.60 回	0.80 回	4.15 回	222.5 円	697,033月	311,504件	1,008,537月・件	275.5 円
東北①地区	13ヶ所	192,819,600 円	179,647人	1,073.3 円	3.63 回	0.45 回	0.50 回	4.58 回	234.1 円	528,092月	173,973件	702,065月・件	274.6 円
東北②地区	17ヶ所	275,005,200 円	296,735人	926.8 円	2.66 回	0.39 回	0.95 回	4.00 回	231.9 円	815,412月	236,313件	1,051,725月・件	261.5 円
北関東信越②地区	8ヶ所	429,892,800 円	495,925人	866.8 円	1.95 回	0.50 回	1.01 回	3.46 回	250.6 円	1,346,808月	324,217件	1,671,025月・件	257.3 円
北関東信越③地区	20ヶ所	293,971,200 円	293,468人	1,001.7 円	3.19 回	0.47 回	0.71 回	4.37 回	229.0 円	896,740月	245,002件	1,141,742月・件	257.5 円
南関東①地区	7ヶ所	355,682,400 円	406,221人	875.6 円	4.11 回	0.48 回	0.74 回	5.33 回	164.2 円	1,088,277月	258,337件	1,346,614月・件	264.1 円
南関東②地区	23ヶ所	623,752,800 円	766,746人	813.5 円	2.82 回	0.51 回	0.76 回	4.10 回	198.6 円	2,059,286月	432,266件	2,491,552月・件	250.3 円
南関東④地区	13ヶ所	461,503,200 円	565,686人	815.8 円	1.81 回	0.50 回	1.10 回	3.41 回	239.0 円	1,629,542月	351,342件	1,980,884月・件	233.0 円
中部①地区	19ヶ所	208,624,800 円	281,081人	742.2 円	2.00 回	0.37 回	0.49 回	2.86 回	259.1 円	750,321月	234,676件	984,997月・件	211.8 円
中部③地区	16ヶ所	252,878,400 円	400,458人	631.5 円	1.97 回	0.37 回	0.57 回	2.92 回	216.5 円	994,501月	304,668件	1,299,169月・件	194.6 円
近畿①地区	15ヶ所	209,952,000 円	317,480人	661.3 円	2.36 回	0.51 回	0.93 回	3.80 回	174.0 円	804,603月	340,824件	1,145,427月・件	183.3 円
中国②地区	14ヶ所	151,728,000 円	184,989人	820.2 円	1.98 回	0.39 回	0.70 回	3.07 回	267.1 円	520,111月	196,886件	716,997月・件	211.6 円
四国地区	15ヶ所	203,704,800 円	174,609人	1,166.6 円	5.69 回	0.86 回	0.84 回	7.39 回	157.9 円	454,057月	211,587件	665,644月・件	306.0 円
合計	196ヶ所	3,937,365,600 円	4,663,776人	844.2 円	2.68 回	0.49 回	0.81 回	3.97 回	212.4 円	12,584,783月	3,621,595件	16,206,378月・件	243.0 円

(オ)事業の運営に要した費用

平成26年度開始事業 第2期

◆今回委託(116事務所)

第2期(H27.5~H28.4)						
	1月あたりコスト (①/②)	①委託費	②実施結果	【参考】	③徴収金額	100円あたりコスト (①/③)
合計 (平均)	200.4 円	2,683,756千円	13,393,978月・件			162,122,638千円

※1 「①委託費」は、平成26年度開始事業第2期の期間中に支払われた委託費である。

※2 「③徴収金額」は、徴収金額見込みとして、平成26年度開始事業第2期に獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数に国民年金保険料額(平成25年度~平成27年度の平均:15,293円)を乗じた金額である。

◆前回委託(116事務所)

平成24年度第2期(H25.5~H26.4)						
	1月あたりコスト (④/⑤)	④委託費	⑤実施結果	【参考】	⑥徴収金額	100円あたりコスト (④/⑥)
合計 (平均)	340.6円	3,194,529千円	9,380,163月・件			99,544,612千円

※1 「④委託費」は、平成24年10月開始事業第2期の期間中に支払われた委託費である。(平成26年4月以前の委託費の消

費率は5%であるが今回委託と比較するため8%に換算)

※2 「⑥徴収金額」は、徴収金額見込みとして、対家事務所において獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数に国民年金保険料額(平成23年度~平成25年度の平均:15,013円)を乗じた金額である。

委託費と事業実施結果の総括

【平成26年度開始事業 第2期】(H27.5~H28.4)

契約地区名	受託事務所数	①委託費 (5ヵ月分)	②滞納者数 (期間平均)	③滞納者1人 あたり委託費 (①/②)	督促の種類と第3期(5ヵ月間)における督促頻度				督促1回 あたりコスト ③/④	実施結果			納付1月獲得 コスト ①/⑦
					電話 (一人当たり)	戸別訪問 (一人当たり)	文書 (一人当たり)	④合計 (一人当たり)		獲得月数⑤	免除等承認 件数⑥	⑦合計 (⑤*⑥)	
北関東信越①地区	10ヶ所	270,000,000 円	310,361人	870.0 円	1.93 回	0.37 回	0.91 回	3.21 回	270.9 円	1,266,229月	236,921件	1,503,150月・件	179.6 円
南関東③地区	8ヶ所	314,020,800 円	329,438人	953.2 円	1.83 回	0.51 回	0.67 回	3.01 回	317.1 円	1,419,057月	262,388件	1,681,445月・件	186.8 円
中部②地区	9ヶ所	189,864,000 円	191,481人	991.6 円	1.98 回	0.47 回	0.77 回	3.21 回	308.4 円	854,970月	145,391件	1,000,361月・件	189.8 円
近畿②地区	12ヶ所	331,776,000 円	347,716人	954.2 円	1.73 回	0.58 回	0.62 回	2.93 回	325.2 円	1,141,956月	300,379件	1,442,335月・件	230.0 円
近畿③地区	12ヶ所	325,944,000 円	329,062人	990.5 円	1.83 回	0.54 回	0.77 回	3.14 回	315.9 円	1,132,698月	373,093件	1,505,791月・件	216.5 円
近畿④地区	10ヶ所	286,095,600 円	294,712人	970.8 円	3.38 回	0.58 回	1.22 回	5.17 回	187.6 円	1,216,067月	334,058件	1,550,125月・件	184.6 円
中国①地区	12ヶ所	173,880,000 円	136,847人	1,270.6 円	4.02 回	0.37 回	1.19 回	5.57 回	228.1 円	604,700月	148,736件	753,436月・件	230.8 円
九州①地区	18ヶ所	389,623,200 円	421,254人	924.9 円	3.89 回	0.57 回	0.92 回	5.38 回	171.9 円	1,498,283月	473,734件	1,972,017月・件	197.6 円
九州②地区	19ヶ所	322,200,000 円	307,769人	1,046.9 円	4.26 回	0.48 回	0.69 回	5.43 回	192.7 円	1,137,436月	349,444件	1,486,880月・件	216.7 円
九州③地区	6ヶ所	80,352,000 円	131,393人	611.5 円	2.78 回	0.72 回	1.63 回	5.13 回	119.2 円	329,705月	168,733件	498,438月・件	161.2 円
合計	116ヶ所	2,683,755,600 円	2,800,034人	958.5 円	2.73 回	0.52 回	0.88 回	4.13 回	232.3 円	10,601,101月	2,792,877件	13,393,978月・件	200.4 円

(オ)事業の運営に要した費用

平成26年度開始事業 第1期

◆今回委託(116事務所)

第1期(H26.10~H27.4)						
	1月あたりコスト (①/②)	①委託費	②実施結果	【参考】	③徴収金額	100円あたりコスト (①/③)
合計 (平均)	282.0円	1,565,524千円	5,552,051月・件			68,393,931千円

※1 「①委託費」は、平成26年度開始事業第1期の期間中に支払われた委託費である。

※2 「③徴収金額」は、徴収金額見込みとして、平成26年度開始事業第1期に獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数に国民年金保険料額(平成24年度~平成26年度の平均:15,090円)を乗じた金額である。

◆前回委託(116事務所)

平成24年度第2期(H25.10~H26.4)						
	1月あたりコスト (④/⑤)	④委託費	⑤実施結果	【参考】	⑥徴収金額	100円あたりコスト (④/⑥)
合計 (平均)	378.4円	1,863,475千円	4,924,030月・件			61,998,045千円

※1 「④委託費」は、平成24年10月開始事業第2期の期間中に支払われた委託費を対象期間で按分している。

※2 「⑥徴収金額」は、徴収金額見込みとして、対象事務所において獲得した現年度、過年度1年目、過年度2年目の納付月数に国民年金保険料額(平成23年度~平成25年度の平均:15,013円)を乗じた金額である。

委託費と事業実施結果の総括

【平成26年度開始事業 第1期】(H26.10~H27.4)

契約地区名	受託 事務所数	①委託費 (7ヵ月分)	②滞納者数 (期間平均)	③滞納者1人 あたり委託費 (①/②)	督促の種類と第3期(5ヵ月間)における督促頻度				⑧1回 あたりコスト (③/④)	実施結果			納付1月獲得 コスト (①/⑦)
					電話 (一人当たり)	戸別訪問 (一人当たり)	文書 (一人当たり)	④合計 (一人当たり)		獲得月数⑤	免除等承認 件数⑥	⑦合計 (⑤*⑥)	
北関東信越①地区	10ヶ所	157,500,000円	327,703人	480.6円	1.99回	0.37回	0.94回	3.29回	145.9円	566,446月	87,634件	654,080月・件	240.8円
南関東③地区	8ヶ所	183,178,800円	338,743人	540.8円	1.93回	0.55回	0.69回	3.17回	170.3円	602,246月	91,251件	693,497月・件	264.1円
中部②地区	9ヶ所	110,754,000円	200,673人	551.9円	2.03回	0.49回	0.78回	3.30回	167.4円	378,445月	58,446件	436,891月・件	253.5円
近畿②地区	12ヶ所	193,536,000円	366,949人	527.4円	1.78回	0.57回	0.62回	2.97回	177.7円	467,864月	132,376件	600,240月・件	322.4円
近畿③地区	12ヶ所	190,134,000円	366,246人	519.1円	1.79回	0.57回	0.73回	3.09回	167.9円	475,261月	141,295件	616,556月・件	308.4円
近畿④地区	10ヶ所	166,889,100円	319,714人	522.0円	3.35回	0.60回	1.04回	4.99回	104.7円	523,692月	101,040件	624,732月・件	267.1円
中国①地区	12ヶ所	101,430,000円	146,612人	691.8円	4.16回	0.34回	0.64回	5.13回	134.8円	262,647月	56,304件	318,951月・件	318.0円
九州①地区	18ヶ所	227,280,200円	432,629人	525.3円	4.04回	0.65回	0.82回	5.51回	95.4円	626,460月	159,531件	785,991月・件	289.2円
九州②地区	19ヶ所	187,950,000円	328,810人	571.6円	4.40回	0.47回	0.74回	5.61回	101.9円	486,203月	127,758件	613,961月・件	306.1円
九州③地区	6ヶ所	46,872,000円	141,676人	330.8円	3.93回	0.66回	1.42回	6.01回	55.0円	143,137月	64,015件	207,152月・件	226.3円
合計	116ヶ所	1,565,524,100円	2,969,755人	527.2円	2.85回	0.54回	0.81回	4.20回	125.6円	4,532,401月	1,019,650件	5,552,051月・件	282.0円